

令和4年第4回美祢市議会定例会会議録（その2）

令和4年12月5日（月曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	志賀雅彦
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子
教育委員会事務局長	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
総務企画部次長	中嶋一彦	市民福祉部次長	古屋敦子
建設農林部次長	市村祥二		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

- 1 高 木 法 生
- 2 藤 井 敏 通
- 3 秋 枝 秀 稔
- 4 三 好 睦 子
- 5 岡 村 隆

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

この際、執行部から発言の申出がありますので、これを許可いたします。西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、本定例会に上程いたしました議案におきまして、添付をしております参考資料の差し替えについて御報告をいたします。

参考資料の差し替えを行う議案でございますが、議案第104号市道路線の廃止について、議案第105号市道路線の認定について、議案第106号市道路線の変更についてであります。

それぞれの議案について、参考資料といたしまして位置図を添付しておりますが、採用した図が多少古く、路線の位置が分かりづらいと思われましたので、より分かりやすい図面とし、さらに、市道路線の周辺がより広域に把握できるものに差し替えさせていただきましたので、御確認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

御迷惑をおかけし、申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。

日程第2、一般質問を行います。

送付——既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○11番（高木法生君） 皆さん、おはようございます。12月定例会のトップバッターでの質問者となります新政会の高木法生でございます。

それでは、一般質問順序表に従いまして、御質問をいたします。

1 項目学校図書館の整備状況について。

(ア) 小中学校の図書標準に対する達成率についてであります。

子どもの図書は、言葉を学び、感性を磨き、創造力を高め、他人への思いやりと豊かな心を育むとともに、様々な知識、情報を得るなど、生きる力を養う上で大変重要であると言われております。

文科省は、図書整備について、平成5年学校図書標準を定めて以降、類似と申しますか——度々、学校図書館図書整備5か年計画を策定し、学校図書館図書標準の達成に向けた取組がなされてきたところであります。

文科省は、引き続きまして、令和4年度から令和8年度までを対象期間とする第六次図書整備等5か年計画を策定し、公立小中学校の学校図書館の整備充実に努めるとしております。

そこで、まず、小中学校の図書標準に対する達成率についてお伺いをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 高木議員の御質問にお答えします。

学校図書館は、児童生徒の主体的な学習活動を支えるとともに、読書活動を通じて子どもの人間形成や情操を育む場として極めて重要な役割を果たしており、学校図書館の充実を図っていくことが必要であると考えております。

学校図書館の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、議員御指摘のとおり、学校図書館図書標準、すなわち、公立義務教育諸学校の学校図書館で整備すべき蔵書の標準が、文部科学省により平成5年3月に示されております。

御質問の学校図書館図書標準に対する達成率についてですが、令和4年11月現在、小学校11校で総蔵書冊数は7万5,684冊、標準に対する市全体の達成率は130.0%、中学校6校の総蔵書冊数は2万8,088冊、標準に対する市全体での達成率は70.2%となっております。

今年度予算におきましては、図書整備費として、小学校に273万円、中学校に210万円の予算措置をしているところであり、毎年、各学校において新しい図書を購入

し、古い本を処分して図書の更新を行っております。

特に、中学校において、標準に対する達成率が低い理由として、廃棄されずに残っていた内容、資料、表記などが古くなった図書などを、ここ10年ほどで処分して更新を進めたこと。

また、各学校の図書の収蔵スペースに合わせて図書の更新を行っているため、蔵書冊数としては増加していないことなどが挙げられます。

また、学校図書館図書標準は、学校規模、つまり、各学校の学級数に応じて定められているため、1学級当たりの生徒数が少ない美祢市の中学校においては、比較的多めの水準になっているという状況もあります。

学校図書館図書標準は、蔵書整備の目標であり、できるだけ近づけることが望ましい目標ではあるものの、一番大切なのは、充実させた蔵書により、学校図書館が読書活動の拠点である読書センターとして、児童生徒の学習活動を支援する学習センターとして、そして、児童生徒の情報活用能力を育む情報センターとしての三つの機能を果たすことで、学校教育をいかに充実させるかです。

今後は、単に蔵書数を増やすのみならず、授業で活用しやすい環境整備や子どもたちにとって居心地のいい空間となる工夫など、各学校がビジョンを持って学校図書館の充実を図ることができるようアドバイザーを派遣するなど、魅力的な図書館づくりを支援してまいりたいと考えております。

併せて、本年7月1日から美祢図書館では、電子図書館を開設し、広く市民に活用いただけるようにしております。

児童生徒も、一人1台貸与しているタブレット端末で電子図書を読むことができるようになっており、電子図書館の所蔵書籍のうち、児童生徒向けの一部の電子書籍は、同時に何冊でも借りられる状況になっていることや、多くの書籍があることの理由により、電子図書館開設から4か月間の利用状況は、総貸出数の8割以上が児童生徒の利用となっております。

この美祢図書館の電子書籍については、学校図書館の蔵書冊数にはカウントされませんが、どの学校の児童生徒も借りることができること、図書館まで借りに出向く必要がないことなどから、児童生徒の読書活動の推進に資すると考えております。

電子書籍については、児童生徒側に一定のニーズがあることから、今後は、電子図書館も活用しながら、トータルで子どもたちの読書環境の充実や、魅力的な学校

図書館づくりに努めて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） 御答弁ありがとうございました。

今年の11月現在ということで、最新のデータをいただきまして、ありがとうございます。

この答弁によりますと、小学校の達成率が130%ですか、中学校が70.2%ということでした。

小学校の場合で申しますと130%という、また大変高い数値があるわけですが、11月現在ということで、そういった数字になるのかなと思ってみたりしています。

というのが、あとまだ4か月あるわけで、3年度末のデータが別——本当は欲しかったんですけども、例えば、昨年度末の現在がどうであるかということで、だから、これがまだ流動的で130%が落ちるか——落ちることになるといいますから、廃棄処分とか購入もございましょうけれども、差引もう少し、これだけ余ってるんかなって感じがするんですよ、130%という。普通100%を目指してやるんじゃなかろうかと思っておりますので、その辺、まだ今後、変動があるのか、そういう認識でよろしいか、お伺いをしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 高木議員の御質問にお答えします。

今、高木議員がおっしゃいましたように、そのような認識で学校市教育委員会としても取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） ありがとうございました。

先ほど、答弁の中にもございました、今年7月から美祢図書館が電子図書館として開設——開設されたとの説明があったかと思えます。

大変、それこそGIGAスクール構想で、各一人1台の端末が貸与されておると。山口県も5年の前倒しで行ったということでした、この電子図書館を利用すれば大変小中学校の先生——児童生徒さんも大変喜ばれるんじゃなかろうかと思っておりますし、どこでも2時間——24時間対応だろうと思っておりますので、大変便利に

なるんじゃないだろうかと思っております。

いつでも、どこでも読めるということで、児童生徒が読書好きになるという可能性もあるんじゃないだろうか、淡い気持ちを持っております。

それで、再質問でございますけれども、平成5年から、国はこの最後の六次——六次まで、国は33年間この取組を行っておるわけです。総額で8,500億円の交付税措置がされておるところでございますけれども、この美祢市において、当初整備費に毎年予算化されておると思っておりますが、その交付税の充当率が分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 高木議員の再質問にお答えします。

交付税の措置状況につきましては、令和3年度の地方交付税算定においては、先ほど申し上げた小中学校の図書整備費に見合う交付税措置がなされている計算となっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 充当——充当率お尋ねじゃなかったですか。藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） ただいまの交付税の算入についてのお答えをしたいと思います。

基準財政需要額の中にそれぞれ算入されておまして、その単位費用といいますか、学級数に応じてそれぞれ交付税措置されていくものであります。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） ありがとうございます。

今、藤澤部長がおっしゃったように、学級数に応じて——だから計算できないことはないですね。だから、おおよその交付税措置がこれで組んだということで、その交付税に近い数字で予算をとってほしいと私は思ってます。

それが、平成21年度の時には65.2%ぐらいだったんですね。だから、その数字がどう変わっているか、それをちょっとお聞きしたんですけど。まあ、充当の数字になっておるということでございますのでよろしいかと思っておりますが、毎年やっぱり学級数は分かっておるし、計算根拠はもう分かっておるので、ある程度のことは交付税分ほど近く、せめて90%ぐらいは予算化されたらどうかなということをお伝え

たかただけでございますので、将来の美称を背負う子どもたちのためですから、図書費をそれだけ満額とは言わずとも、それに近い数字は予算化されたらどうかということでございます。

次に、学校図書館の計画的な整備・充実についてお伺いをいたしたいと思います。

この学校図書館の計画——計画的な整備・充実につきましては、第四次学校図書——図書館図書整備等、5か年計画中の——でございますけれども、この26年6月に学校図書館法が改正され、学校に学校司書を置くように努めるものとされました。

各学校への配置により、図書の選定、廃棄等が適切に行われ、図書館の整備が図られると思いますが、近年の財政状況の厳しい中、学校司書の配置状況はどうなっているか、また、平成24年には新聞を教材とした諸経費——教材として活用することが位置づけられており、そうした環境を整備するため、全ての学校での新聞配備が第四次5か年計画に含まれております。

理由といたしましては、公職選挙法の改正による選挙権年齢の18歳以上への引下げに伴い、主権者として必要な資質能力を身につけることが必要であるとしております。

そこで、先ほどの学校司書の配置状況及び学校への新聞配備の状況等につきまして、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 高木議員の御質問にお答えします。

議員御案内のとおり、第四次学校図書館図書整備等5か年計画により、平成24年度から公立小中学校における学校司書の配置に関わる地方財政措置が講じられることとなり、平成26年には、学校図書館法が改正され、学校には司書教諭のほか、学校司書を置くように努め——努めなければならないとされました。

本市においては、現在、学校司書の役割を担う学校図書館担当職員を、市の会計年度任用職員として5名任用し、市内の小中学校17校全てに訪問し、学校図書館の環境整備や図書の管理などの運営支援をしております。

勤務は1日4時間、年120日以内としており、本年度当初予算の歳出額は、報酬と旅費を合わせて286万7,000円となっております。

議員御案内のとおり、現在、学習指導要領において、新聞を教材として活用することが位置づけられており、こうした学習を行う環境を整備するため、第四次学校

図書館図書整備等5か年計画に新聞の配備が明記され、全ての学校で新聞の配備が推進されてきました。

本市では、新聞配備の予算を各校に配当しており、全ての小中学校において、小学生には小学生新聞を、中学生には中・高生新聞など、発達段階に即した新聞を配備し、教材として活用しているほか、子どもたちが必要に応じて自由に読めるようになっております。

令和4年度からの第六次の5か年計画では、公職選挙法などの改正による選挙権年齢の引下げや、民法に規定する成年年齢の引下げに伴い、児童生徒に主体的な主権者として必要な資質、能力を身につけるために、小学校では2紙、中学校では3紙を目安に、複数紙の新聞を配備するよう明記されました。

現在、複数紙を配備している学校は一部で、ほとんどの学校が1紙のみ配備している状況です。

来年度は、全ての学校で複数紙の配備が可能となるよう予算措置の準備を進めているところです。

また、図書館の図書の更新については、先ほど答弁しました学校司書の役割を担う学校図書館担当職員が中心となって、司書教諭が配置されている学校は、司書教諭とも協議の上、選書会という児童生徒や教職員が新しい本を選ぶ機会を設けるなど、学校図書館に配備する図書を選定し、必要とされる新たな図書を計画的に更新しております。

今後も、学校図書館が読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を十分果たせるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

簡単な質問になる——なろうかと思いますが、この専門の学校司書は12学級なければつけないよというような、昔はそうだったと思いますが、今現在、小学校が12学級あるのは大嶺小学校ぐらいのもんだろうと思っていますけれども、今もそういう状況で、今、推移しているかどうか、お聞かせください。

○議長（竹岡昌治君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 高木議員の御質問にお答えします。

今もそういう状況で、今、司書は配備しております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） 先ほどの回答でございました新聞の件でございますけれども、これは、小学生については小学生新聞、中学校の生徒さんには中学生新聞ということでございますが、今年度ですか、結局、複数の新聞をとということも求められておりますけれども、こういったときには、全国紙、あるいは地方紙も含んだことになるのか、その点、お分かりになればお願いします。

○議長（竹岡昌治君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） ただいまの高木議員の御質問でございます。

現状、中学校、小学校で取っております新聞は、いわゆる全国紙——大人向けの新聞ではなくて子ども向けの新聞を取っております。

○11番（高木法生君） これからもですか。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 今後については、各学校とも相談しながら、予算措置に向けて調整してまいりたいと思っております。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、次の項目に移りたいと思いますが、小中学校におけるトイレの洋式化について、お伺いをいたしたいと思っております。

近年、一般家庭におきまして、洋式トイレが普及し、和式になじみのない子どもが増えるなどの理由によりまして、全国の公立小中学校でも、トイレの洋式化が急速に進んでいるところでございます。

文科省が、令和2年9月1日現在で発表いたしました全国の公立小中学校のトイレの洋式化率は平均で57%、山口県においては平均が37.1%、美祢市は34.7%となっております。

平成28年4月現在における全国比では43.3%で、13.7%の増を示しておるところでございます。

文科省は、コロナ禍の影響もございまして、洋式トイレ改修も含めた学校施設の教育環境の改善が、一段と加速すると予測しておるところです。

こうした状況を踏まえまして、災害時には、学校施設が避難場所としての役割を

担うことも考慮いたしますと、高齢者の方が安心して使用できるための配慮など、バリアフリーを含めた整備が必要と思われませんが、洋式トイレ改修の実施状況及び今後の改修計画について、お伺いをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

美祢市の小中学校における令和2年9月時点で、トイレの洋式化率は3割強であり、和式トイレの割合が高い状況になっておりました。

そこで、洋式化への取組として、全てのトイレが洋式となっている厚保小学校、秋芳桂花小学校、大嶺中学校以外の全ての小中学校を対象として、令和2年度及び令和3年度に、普通教室棟の各階のトイレで男女1基ずつは洋式トイレになるように改修を行っております。

令和2年9月、文部科学省発表の公立学校施設のトイレの状況調査では、小中学校の洋式化率が、全国平均57.0%、山口県平均37.1%、美祢市平均34.7%となっておりますが、令和2年度と令和3年度の洋式化への改修を経た現在の美祢市の洋式化率は43.9%となっております。

しかし、今年度に入り保護者の方からトイレの洋式化率拡大の御要望をいただいたこともあり調査をしたところ、一部の小学校において、時折、洋式トイレの順番待ちが見られることが判明いたしました。

対象の学校と協議の上、洋式トイレの数を増設するために、新年度予算に盛り込む方向で調整をしております。

中・長期的な整備につき——つきましては、小中学校の長寿命化や適正規模・適正配置等のことも考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校は災害発生時の避難所として利用される場合があるが、そのことを考慮して、トイレ改修する予定があるのかとのお尋ねでございます。

議員が述べられたように、学校の体育館は避難所として指定されておりますが、体育館には冷暖房設備がなく、また、地域の方々——地域の方にとっては、公民館やコミュニティセンターがより身近な公共施設となっていることから、本市では、冷暖房設備を備えた公民館等を優先的に避難所としており、避難所としての体育館の活用頻度は極めて低い状況であります。

教育委員会といたしましては、児童生徒の学校生活を第一に考え、学校とも相談の上、普通教室棟を優先して洋式化を行ってきたところであります。

なお、国土強靱化対策に沿った避難所の機能強化も大切——大切なことであると考えますので、市の防災担当部門とも調整を図りながら、必要に応じてトイレの洋式化による避難所の施設——施設の充実について検討したいと考えております。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

先ほどの御答弁の中で、現在の洋式化率は43.9%ということで、令和2年9月との比較では9.2%の増となっておりますところでございます。感想といたしましては、もう少し改修、あるいは洋式化というのが進めばという思いはございます。

しかしながら、学校施設も建設後の経過年数が美東中であれば、もう61年経っておると。それから、秋芳中学校が58年、伊佐中学校が55年経過した——しておる施設ということで、大変老朽化も進んでおるような状況であろうかと思えます。

改修につきましては、多額の工事費、風呂とかトイレとか水の関係するところは、どうしても単価が高くなって、工事費も大変多額に上るんじゃないかと思えます。

学校の統廃合の件もございますし、大変、今後、工事するにしても悩ましいところではなかろうかと思っております。教育委員会のほうで計画的に考えておられると思いますので、それで計画どおりに推し進めていただければと思っております。

次に、学校給食の食材料費等の高騰について——による対応について、お伺いをいたしたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症による経済への影響が続く中、ロシアのウクライナの侵攻、急激な円安の進行などによりまして、不安定な経済悪化は原因をはじめ、食材料費や日用品等の相次ぐ値上げを受け、市民生活に深刻な打撃を与えているところであります。

そこで、学校給食の食材費高騰による対応について、お伺いをいたしたいと思えます。

○議長（竹岡昌治君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

学校給食の食材費高騰対策として、本年8月の臨時議会において、給食調理場ご

とに管理している給食会計に対する補助金として212万4,000円の増額補正を御議決
いただいております。

この補助金は、消費者物価指数の上昇率を4.5%と見込んだものであり、補正予
算成立直後の8月分の給食費から補助の支給——補助の支給を開始しております。

その結果、小学生1食当たり12円、中学生1食当たり14円の補助を行うことにな
り、保護者負担の増加を回避しているところです。

しかし、議員御指摘のとおり、その後も物価上昇は続き、10月の消費者物価指数
は前年同月比で6.8%の上昇となっており、8月補正時に見込んでおりました4.5%
を大きく上回る上昇率となっております。

そこで、本定例会において、給食費の保護者負担を回避するため、今後の食材費
の前年同月比での上昇率を7.0%と見込み、各給食会計への補助金として47万7,000
円の増額補正の予算案を再度提出しております。

これを御議決いただければ、小学生1人当たり19円、中学生——元に戻ります。
小学生1食当たり19円、中——中学生1食当たり22円の補助を行うこととなります。

消費者物価指数の動向につきましては、今後も注意を払って適切に対応し、給食
の栄養価、量、そして、おいしさを落とすことがないようにしてまいりたいと考
えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

美祢市におきましては、学校給食の保護者負担軽減回避——回避のため、給食関
係者の皆さんの御苦勞もうかがえるところでございます。

食材の調達も大変、また、食べ盛りの児童生徒でございましょうから、栄養価も
考えなくてはならないし、使用料も考えなければならないということで、相当工夫
されているメニューになるのではないかと考えております。

今後、さらなる食材への影響も見受けられる場合には、この臨時交付金等も活用
してされるようになるのか、その辺の将来の持つことがあって、何かコメントがあ
ればお願いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 今、議員の御質問で、臨時交付金というお言

葉は——がありました。これまでは、コロナ対策の臨時交付金を活用して、給食費保護者負担の回避を行ってきたわけでございます。

来年度につき——この先に関しては、国の支援制度、まだ私ども見えておりませんが、財政局とも調整を図りながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） ありがとうございます。

どちらにいたしましても、保護者負担が増えないように、学校給食の円滑な運営等も図っていただければと、このように思っています。

以上をもちまして、教育行政についての一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、2項目——2項目、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザへの対応についてお伺いをいたしたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症は、第7波以降、一旦減少に転じた感染者数は、11月になり増加傾向が著しくなっております。

また、これまで2年間は、年末年始の後に新型コロナウイルス感染症が流行した経緯もござえます。

山口県においても、新規感染者数が10月下旬以降やや増加傾向にあり、11月22日におきましては、新規感染者数が1,000人を超える状況となり、県内は第8波に入ったとの認識を示しました。今後も活発な人の動きが続くとの予想から、さらなる感染の拡大が懸念されるところであります。

これに加えて、今年6月現在、日本と季節が反対の南半球のオーストラリアで季節性インフルエンザが急増し、例年を超える規模となりました。

今年、日本における同時流行により、多数の発熱患者が同時に発生する可能性があるところでござえます。

そこで、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザへの対応について、お伺いをいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

今、言われたこととちょっと重複しますが、答弁させていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数が全国的に増加傾向となっており、現在、第8波に入った状況とされており。

今後の感染状況につきましては、地域差や不確実——不確実性はあるものの、この増加傾向が継続すれば、この夏のような感染拡大につながる可能性があると考えております。

また、本年の4月から8月にかけて、南半球のオーストラリアでA香港型のインフルエンザ——インフルエンザウイルスが大流行したことを受け、この冬は、日本でも同様に、A香港型のインフルエンザが流行すると危惧されているところであります。

国は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に対し、過去に例のない感染者数が生じることになることも想定しておりますことから、本市でも、この同時流行に対しては強い危機感を抱いているところであります。

同時流行となれば、より多くの発熱患者が発生し、発熱外来等にかかりづらくなる場合が想定されますことから、国は、発熱外来をはじめ、外来診療体制の強化を図るなど、同時流行への備えについて、秋以降から取組を強化している状況であります。

また、山口県においても、受診相談体制の強化、無料検査体制の拡充、高齢者施設等での頻回検査、医療物資の配布、オンライン診療開設の支援などに加え、ワクチン接種の促進についての対策が進められております。

本市の予防接種体制について御説明させていただきますと、まず、インフルエンザ予防接種におけるワクチンの供給量は過去最大、かつ、比較的早期の供給が国から示されておりますので、接種を希望される方は、お早めにかかりつけの医療機関等での接種を検討されますよう、この場をお借りし、お願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、生後6か月以上の全ての市民の方々に接種いただける体制を維持しており、12歳以上の市民の方々には、本年9月以降からオミクロン株対応の——対応ワクチンの追加接種を進めております。

本年11月10日現在の全人口に対する接種率は、2回目が87.2%、3回目が75.6%となっており、現在、4回目、または5回目の追加接種を順次進めているところであります。

また、この新型コロナウイルスワクチン接種とインフルエンザ予防接種は、同時接種が認められ——認められておりますが、この同時接種の実施につきましては、各医療機関において対応が異なりますので、予約時に医療機関にお尋ねいただきますようお願いいたします。

現時点では、新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年3月末までが公費負担になる——公費負担による無料接種の期間となっております。接種を希望される方は、お早めにかかりつけの医療機関等で接種を検討されますよう、重ねてお願いいたします。

本市といたしましては、市民の皆様の安全・安心な暮らしを確保するため、引き続き、こまめな手洗い、手指消毒、会話時のマスクの着用及び十分な換気等の基本的感染予防対策の啓発を図るとともに、重症化リスクが高いとされる高齢者、基礎疾患のある方、妊娠中の方等を守ることに重点を置いた感染拡大防止策及びワクチン接種への啓発を推進してまいります。

また、国、県の発出する関連情報を注視し、広報、MYT、ホームページ等により速やかな情報提供に努めるとともに、市民の皆様からのお問合せ、御相談に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。

くしくも、この一般質問と、この新型コロナウイルスの感染症の8波、及び季節性インフルエンザの同時流行が予想されるということで、市民の皆様方に安全・安心の情報が届けられたということで、大変よかったんじゃないかなろうかと思っています。

美祿市とするならば、答弁では、本当に万全な体制で準備等がされているなということで、安心をいたしたところでございます。

そこで、オーストラリアでは令和4年4月後半からインフルエンザの報告数が増加したということで、例年を超える規模になったわけでございますけれども、日本においては、これから冬場にかけて気温の低下、あるいは感染——乾燥季節を迎えまして、流行が懸念されるところでございます。

そこで、発熱インフルエンザか——発熱がインフルエンザのものであるのか、あ

るいは、新型コロナであるものなのか分からないような状況、多数の発熱患者が同時に、先ほど申し上げたように発生した場合、我々はどうか対処したらいいか、そういった方法等があるならば、ちょっと御説明方お願いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの高木議員の再質問にお答えいたします。

急な発熱などの場合の対処についてということでございます。

現在、山口県では感染拡大時において、発熱や喉の痛みなどによる体調不良となり、医療機関の受診を希望される方につきましては、これまでどおり、早期に外来受診することを基本とした外来診療体制の強化を図っているところであります。

本市では、ほぼ全ての医療機関が診療、検査機関、いわゆる発熱外来として指定されておりますことから、平日はもちろん、休日当番医においても、発熱外来診療ができる体制が整っております。

市民の皆様におかれましては、急な発熱、喉の痛みなどの体調不良をお感じになられた場合は、できるだけ速やかにかかりつけ医療機関へ御連絡の上、早期に受診をしていただきますようお願いいたします。

また、県では発熱などに関する受診相談センター、電話番号は#7700番で24時間電話相談できる体制が整備されております。

かかりつけ医のない方、あるいは、連絡する医療機関に迷われるなど不安がある方は、こちらの相談センターによる受診相談もご活用いただきますよう、併せてお願いいたします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） ありがとうございます。

多数の発熱患者が発生した場合には、対象の——対象フローというものもあるかと思っておりますので、そういったものも見て、市民誰もが共通認識をもっておいたらいいんじゃないかろうかと思っております。

最後に、ちょっとお伺いしたいと思います。

11月22日の報道におきまして、新型コロナ治療薬の飲み薬ゾコウバが開発され、厚労省が承認をいたしました。

また、国が100万人分を購入いたしまして12月初頭から医療現場に供給が始まる

としております。誰も待ち望んでいたことだと思っております。

今後、美祢市の病院等にいつ頃患者に処方されることになるのか、情報等があればお知らせください。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在、報道では、国内の製薬会社で初めて開発された経口薬が、厚生労働省から使用承認されております。

しかしながら、この経口薬の医療機関への供給時期につきましては、現在、本市では、報道で公開をされている以上の情報は持っておりません。

また、国は、当面製薬会社側からの供給が安定するまでの間は、国で購入して、限定的な医療機関への供給を行うこととし、以降は、各都道府県が選定した医療機関や薬局での調剤ができる体制を整えた上で、供給を進めていくとのことであります。

なお、この経口薬は、国内産ということでございますので、今後、安定した供給につながるものと考えております。

ワクチン等と違いまして、この経口薬について詳細な情報は、市には入ってきていないという状況でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 高木議員。

○11番（高木法生君） ありがとうございます。

この治療薬は、いち早く皆さんの口に飲み薬として、こちらのほうへ及ぶようなことになることを望んでおるところでございます。

以上をもちまして、終わりますけれども、要望等が成就いたしますことを願いまして、私の一般質問を終わりたいと思い――思います。ありがとうございます。

〔高木法生君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○5番（藤井敏通君） 皆さん、どうもおはようございます。といっても、もう11時なんで、あんまり挨拶が適切かどうかあれだったんですけど、会派みらいの藤井敏通です。

本日は、一般質問通告書にありますように、美祢市立病院の経営に関し、以下の3点について質問させていただきたいと思っております。

まず、市民病院のパワハラ処分のその後について、2番目にマイナンバーカードの保険証としての利用について、3番目に経営改善策について、この3点について質問をさせていただきます。

我々、美祢市に住む市民にとりまして、施設の整った、あるいはしっかりした医療スタッフのいる公立の病院が2つあるということは、本当に心強いものです。

私も、もう70歳にそろそろ近くなりますけれども、やはり年をとってきますと、どうしても体のあちこちに不調が出たりというふうなことも起こってまいります。このようなときに、すぐ地元についていうか、近くにこのような病院があるということは、本当に心強く、安心して毎日が過ごせると思っております。

そういう意味で、何としても、この2つの公立病院、これを今後ともずっと存続させていきたいな、いっていただきたいなというふうに心から願っております。

この、2つの市立の病院を今後ともずっと継続していくということにつきましては、我々市民の側から、本当にこの病院が我々のニーズに合った医療を提供していただけるということ、そして、その病院で働いていただいております医師はじめスタッフの皆さんが、本当に患者のために一生懸命尽くしていただけるということ、そして、公立病院といえども、やはり経営体ですんで、本当に経営ができるっていうか、存続ができるしっかりした財政基盤を持っていると、このような条件が必要だろうと思っております。

ところが、残念なことに、市立病院においては、長年にわたり、医師による看護師及び技術スタッフ等に対するセクハラ——ごめんなさい、パワハラが行われてきたということで、そのパワハラで、看護師が退職した、あるいはなかなか自分の思うことがしゃべれないと、このような状況があったやに聞いておりますし、実際に、かなりの看護師が辞められている、これは事実でございます。

このような状況を受けて、ハラスメントに対する対策委員会を設置されて、その報告書をまとめ、その報告書に基づいて、この6月に病院事業管理者の名前において、院長、副院長の懲戒処分というか——が実際になされたらと、このような、やはり非常に悲しいというか、衝撃的なこともございました。これも、議会に対する説明のときに、やはりうみを出す必要があるんだというふうなことをおっしゃったと思います。

そこで、第1問目の質問なんですけれども、この市立病院のパワハラ処分も、6月初めにされて、半年たとう——たっておりますけれども、この間に、何か本当にその職場の雰囲気等に変化があったかどうか、この辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

美祢市立病院のパワハラ問題については、大変な御迷惑並びに御心配をおかけしました。

御質問の職場の雰囲気に変化は現われているかについては、端的に言えば、以前より随分と職員が明るくなったと感じております。

また、今回の処分後、半年が経過したところではありますが、現時点で同様の被害、報告は受けておりません。

しかしながら、被害を受けた職員の心理的なダメージは直ちに回復するものではないことから、各部署において、アンケートやヒアリングを重ねながら、被害者保護の視点からフォローを続けているところでございます。

今回のハラスメント発生の大きな原因の1つとして、意見が言いにくい職場風土ということがあると認識しております。それを踏まえると、表面的な解決策では、なかなか——失礼、解決策ではなく、恐れなく発言でき安心して働くことができる職場とする、このことこそ最も重要な課題であると確信しております。

現在、各部署の責任者が集まり、組織運営の在り方を含めた議論を進めております。

また、それと連動する具体的な取組として、職種間での円滑な意思疎通ができるよう院内の各種委員会においても、運営方法を見直すなど、現在の職場環境の改善に鋭意努めているところでございます。

とはいえ、このような職場風土に関わる課題を解決するためには、働きやすい職場についての多くの職員の考え方と実践の変容が必要となるものです。少しずつ、しかし確実にハラスメント問題に対して進めてまいりたいと——対策に関して、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ただいま、病院管理者のほうから、6か月たって、かなり雰囲気的にはかなりよくなってきたと。ただ抜本的な問題というのは、職場で、話がちゃんとできるような、そういう職場にしなければいけないので、少しずつ、それでも着実にいろいろ施策を打っていくと——いると、こういうお話でございました。

ただ、こういうというか、一旦信頼関係が崩れたというふうな状況になりますと、なかなか本当にやっぱり表面的には随分明るくなったということがあったとしても、やっぱり根本的に変わりがあっていうか、どこかに恐れてるというか、そういうことがあるかと思います。

したがって、私は、やはりここは、本当に抜本的にこの職場環境を変えるためには、ある意味、もう人事異動、トップ、今回問題のあったそういう医師の交換というか、そういうことも必要じゃないかなと。そうしないと、なかなかやっぱり職場そのものの雰囲気が変わるということは難しいんじゃないかというふうに思うんですけども、その点について、特にこれは人事関係ということで、非常に微妙な問題ではありますけれども、どのようにお考えかをお聞かせをお願いしたいなと思います。

○議長（竹岡昌治君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 藤井議員の御質問にお答えします。

確かに、根本的に解決策としてあるのは、ハラスメント当事者の院長、副院長を懲戒処分に——一番——免職ですかね、それが一番手っ取り早い解決策というふうに思います。

しかしながら、藤井議員も御存じだと思いますけども、市立病院の医師は大学から派遣されてるわけですね。これ、医師が十分、各医局に派遣できるほどの人員があれば、交代の医師を派遣してもらおうということが可能なんです。

私、年に2回ほど、大学の教授に御挨拶に伺ってますが、そのときに、医局の医

員がどのくらい増えたかと、どのくらい減ったかとかいうことを逐一お尋ねしておりますと、どうも今の山口大学の医局の人数っていうのはあんまり増えてない。

そういうことから、もし、交代させるとしても、なかなか代わりのドクターを派遣してもらえないということがございまして、そうすると、そのお2人を退職させた後に、その科がブランクになると、担当する医者がいなくなるということがございまして、これはもう市民にとって非常に不利益になるだろうということで、気持ち的には、先ほど申し上げたように、入替えしたほうがいいんですけども、そういうこともございまして、なかなか本人たちに、もうハラスメントするなど、それだけは絶対やめてくれということを強く言いまして、一喝しまして、現在に至っているということでございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今、高橋管理者が言われたのは本音だと思います。本当に私も実際に医師の確保というのが、特に大学病院とつながっているということであれば、いかにそういう大学のほうから医師を引っ張ってくるかっていうのが御苦労なさっているというのは重々承知しておるつもりです。

ただし、ここをしっかりとやっぱりやっていただかないと、本当に今後の存続っていうか、ずっと今後も病院を運営していくっていうところが非常に難しいなど。

そういう意味で、市長のほうにお伺いいたしますけれども、やはり市長のこういう公立の病院を市のほうで運営するということになれば、直接のいろいろな管理は、管理者のほうがやられると思うんですけども。市として、やはり医師を十分確保するということになれば、市長として、その辺、美祿市であれば——ここであれば、山大医学部との関係をしっかりと築くとか、こういうことが必要だろうと思いますけれども、今回のこのハラスメントの処分にあたって、まず、事前に市長のほうに御相談があったのかという点と、市長として、本当に山大との関係っていうか、医師を確保するという点で、どのようにお考えで、どのように具体的なことをされているか、質問をさせていただきたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 藤井議員の御質問にお答えします。

本市は、美祿市立病院に限って申し上げれば、病院の在り方を検討する中で、全

部適用を選択したわけでございます。それまでは、市立病院開設時から、財務の一部適用ということで、運営が推移したわけでございます。その後、合併後、在り方を検討する中で、全部適用が最も望ましい選択肢じゃないかということで、全部適用をさせていただきました。

この1つの理由は、全部適用でございますので、管理者に任命権から管理運営全てがあるわけでございます。私は管理者の任命責任があるわけでございますが、その1つの、この全部適用の選択肢として、やはり、医師である管理者でないと、医師確保が難しいというのも1つあったわけでございます。

それまでは、私も市立病院の事務長として、毎年、医師確保に向け、山大との交渉を重ねたところがございます。事あるごとに、医師確保に向けては、また県の力も必要でございますので、知事要望にも上げさせていただいているところがございますし、学長にもその旨、お礼と、それと医師確保についての御尽力というお願いをするということでお願いしてるわけでございます。

今後も医師確保につきましては、どうしても、どうしても、市だけの力では及ばないところがございます。それにはやっぱり県の力添え、そしてまた、大学の協力があってこそ医師確保がかなうものと思っております。引き続き、私としては、出来る限りの医師確保に向けては活動してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 市としてっていうか、市長として、医師確保、引き続き今やっていきたいということですけども、正直、じゃあ具体的にどのようなことをされてるのかっていう点は、残念ながら、今の答弁でははっきり分かりませんでした。

例えばもう、山大の学長と個人的にいろいろ会って人間関係を強化してとかいうことであれば、それも1つかなと思うんですけどね。

今、1つ分かんなかったんですけども、要は、やはり市だけではなく県あるいは関係各位と協力しながら、しっかり確保するというその考えは、ぜひ、今後とも本当にやっていただければというふうに思います。

それで、この質問の最後なんですけれども、6月9日の日に事務局のほうから一応議会のほうにも説明をいただきまして、そのときに、私がお聞きしとって、ああそうだなと思ったのが、今後はチーム医療という観点でしっかりこの市立病院を運

用していくと、こういうお話がありました。

具体的には、今年ですか、2名の若い総合診療医を雇うというか来ていただいて、さらに整形外科の若手、この辺がこのチーム医療ということについて、非常に前向きっていうか、医師だけじゃなくて、看護師あるいはそれ以外のスタッフも合わせて、チームとしての医療を展開していくんだと、こういう話を伺いまして、まさにそれが、今後の目指すべき方向じゃないかなと、本当に思いました。

この点についてですけれども、1つ心配なのは、やはり若い医師ですんで、年配の医師というか、例えば院長、副院長のほうから何やってんだというふうなことを言われたら、どうしても、せっかくやろうとしたことができないということもあろうかなと思うんですね。その点、じゃあ病院の管理者あるいは事務局、いろんな委員会で、このチーム医療を若手を中心についてということについて、本当にしっかりフォローしていただいているのかどうなのか、この点について、最後、お聞きいたします。

○議長（竹岡昌治君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 藤井議員の御質問にお答えします。

チーム医療の推進が進んでいるかという内容だと思いますけれども、チーム医療とは、医療に従事する多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務分担しつつ、互いに連携、補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供することとされております。

現在の医療現場においては、医師からの指示だけでなく看護師や薬剤師、検査技師等の医療技術スタッフが積極的に意見を出し合うことで、患者に最適な医療を提供しサポートしていくこと、まさしくチームとして患者に向き合うことが求められております。これは総論ですけれども。

幸いにも市立病院においては、本年4月に2名の若い総合診療医が赴任したことを契機に、院内においても、職種を超えた意見交換が積極的に行われており、職員のモチベーションの向上につながっております。

先ほど、恐れなく発言でき、安心して働くことができる職場とする、このことこそ、最も重要な課題と申し上げましたが、このことはチーム医療の前提でもあると考えております。今後の患者さんの治療方針や、在宅での生活を継続するための支援方針などを決定する様々な場面においても、チームとしてよりよい医療の提供が

できるよう、さらに努力してまいります。

それから、総合診療医2名に対して、院長、副院長とか、2名の考え方をある程度それに沿って医療をさせていくかというか、何か彼らに阻止っていう、言い方おかしいんですけど、思う方向でやらせてないっていうようなおそれはないかという御質問と思うんですけど、私がちょっと直接2名に、君たちの思うとおりにやれと、何かあったら、私に相談しろということも言っております。

それから、院長も非常にその2名の総合診療をかっております。毎朝、2名とその日の打ち合せっていいですか、そういったこともしておりますし、それから、これは確定したことではないんですけども、市立病院が総合診療医の認定病院、研修病院として指定されておるんですね。来年から、新しくもう1名総合診療医の研修医が来る予定になっております。こういうふうに、若い医師にできるだけ来てもらって、活力のある、活性化した市立病院にしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ただいま高橋管理者のほうから、原稿ではなくて、自分で発言していただきました。本当に私安心しました。

やはり、この関係者が自由っていうか、自分の考えを言う、そしてよりいいものを目指していくっていう、これこそが本当チームであり、目指すべき姿だと思っております。

と申しますのが、今、ワールドカップがありますよね。日本は何とか予選リーグを突破しました。最後のスペイン戦のときに、森保監督から、とにかくミーティングのときに、みんな一人一人、こうやればいいんじゃないか、ああやればいいんじゃないかというふうな、選手がもう個人の意見を出し合って、そして、スペイン戦に臨んだという記事を読んだときに、やはりここにこそ強さがあるんだなというふうに思うわけです。

したがって、市立病院におきましても、チーム医療ということで、ぜひ関係者がよりよい方向に向くべく自由に意見を言って、そして最後、こうしようということまでまとめていくという、この雰囲気をぜひ大切にしていきたいなと、心から思います。ありがとうございました。

次の質問に移ります。

次の質問は、6月の定例のときにも、このマイナンバーカードの質問したことな
んですけれども、まず、前提として、マイナンバーカード、現在どのぐらいの取得
状況になっておるか。これは、病院というよりも、むしろデジタル推進室のほう
に確認すべきことだろうと思うんですけれども、最近、出前というかいろんなと
ころに出向いて行って、積極的にマイナンバーカードを取得するよというこ
とで努力されてますよね。

実際に、あの当時、半年前は30%ぐらいだったかなと思うんですけど、今現在、
かなりこのマイナンバーカードの取得率は上がってますでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） 藤井議員の御質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードの取得の状況についてですが、マイナンバーカードは、安心
便利で豊かなデジタル社会を実現するための基盤であり、本市においても、この普
及促進に努めているところであります。

本年の11月20日時点で、交付率は52%、申請率、申請してから交付するまでに、
今の段階で1か月半から2か月ぐらいかかっておりますが、申請された率についま
しては64%となっております。

今後とも、マイナンバーカードのメリット等を市民に周知広報をするとともに、
マイナンバーカードの出張申請サポート等、市内のスーパーで実施するなど、取得
促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 随分普及率というか、申請率なんか3分の2ぐらいになっ
てということで、ぜひこれをもっともっと率を上げていていただきたいなとい
うふうに思います。

私は、このマイナンバーカードっていうのは、例えば、これは保険証代わりとい
うことなので、非常に期待をしております。

というのが、よく病院に行ったときに、どんなお薬をお飲みですかとか言われて、
正直薬手帳を持ってないと、何だったかなっていう感じがあるんですけど、このマ
イナポータルで私も今見ますと、少なくとも調剤されてる薬は、ちゃんとそれから
見ることができますので、非常に便利になったなと思います。

ただし、本当は、例えば定期的に、健康診断やってるんですけども、時系列的に、例えば、糖尿のA1Cの値がどうなったかっていうようなところも、本当はマイナポータルのソフト使ったら分かるのであれば、ああ今回は上がったな、下がったなとかすぐ分かるんですけども、その辺、まだ残念ながら、それは見る事ができないという状況です。

で、6月の時点で、もうできるだけ早くこのマイナンバーカードで、保険証代わりにしてほしいという話をしたところ、残念ながら、カードリーダーが半導体不足で入手できないというお話だったんですけども、この辺は今、どういうふうになっておるでしょうか。

そして、保険証として使用するメリット、1つは先ほど、実際に自分は感じてるんですが、調剤とか、そういうデータが分かるということです。それ以外に、どのようなメリットがある。またそれを実現するためにはいつ頃にはできるというか、その辺についてお分かりになれば教えてください。

○議長（竹岡昌治君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 藤井議員の御質問にお答えします。

市立病院、美東病院においては、昨年度より当該装置、いわゆるオンライン資格確認等システムの設置に着手したところであります。昨年10月の市立病院の総合医療情報システム、電子カルテシステムのことではありますが、その更新時における同時導入予定が半導体不足によりかなわなかったこと、美東病院に関して、NTT以外の回線利用について、調整を要したこと。また、装置関連機器の納入状況や必要となる回線等の導入環境上の課題により、設置に時間を要しておりましたが、本年秋口に装置関連機器の納入、動作環境の試験等を実施、正常に動作することが確認できましたので、市立病院では11月1日から、美東病院では10月24日から運用を開始したところであります。

マイナンバーカードの保険証として使用する場合のメリットということではありますが、まず、今厚生労働省において、健康医療介護情報利活用検討会及びデータヘルス改革推進本部が立ち上げられ、マイナンバーカードに蓄積される各種データの活用を前提としたデータヘルス改革に関する検討が進められているところであります。

データヘルス改革推進本部では、自身の保健医療情報を閲覧できる仕組みの整備、

先ほど議員がおっしゃった部分であります。あと、医療介護分野での情報利活用の推進、ゲノム医療の推進等を掲げ、様々な取組が進められている状況にあります。

先ほど、議員が言われた、現在でも御自身が受けられる各種健診結果の情報や医療機器を受診された際のレセプト、処方箋の情報をマイナポータルで閲覧できますが、令和6年以降は、医療機関受診時の検査結果、アレルギー、画像、告知済み、傷病名といった電子カルテ情報を閲覧できる予定となっております。

これらによって、個人の健康状態を経年的に把握することが可能となり、市民御自身の健康管理の一助になるものと考えております。

こういったもの、本人が閲覧できるものと同じものが病院の担当者、医師をはじめとする担当者が見えるというところがあります。が、現在、非常に国においても進めて——難しい問題を進めているのは、全国の電子カルテが規格が様々でありますので、それをどのような形で統一して運用するかというところが非常に大きな問題としてあります。

それが、もしかなったときに、検査結果等の電子カルテ情報をオンライン資格確認等システムを経由することにより、医療機関同士が速やかに共有できるようになるということでもあります。

これは平時においても、今まで以上に医療機関が正確な情報に基づいて、治療にあたることができるという大きなメリットに加えて、一刻を争うような救急医療の現場はもちろん、大規模災害時において、かかりつけ医療機関が被災しても、別の医療機関が患者情報を確認できるという、そういう画期的な意味を持つものと考えております。

代表的なものとしては、今紹介させていただきましたものでありますが、国においては、まずは医療機関や調剤薬局などにおけるオンライン資格確認等システムの配備を普及させることが必要と考えております。その上で、国が進める取組を実現するためには、様々なシステム構築や改修作業の必要性に加え、分野によっては、法改正の必要があるなど解消すべき課題があるため、厚生労働省のデータヘルス改革推進本部においては、現時点で、令和7年度を目標最終年度とし、順次作業が進められているところであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 電子カルテ等の規格の統一によって、緊急時あるいは災害時、非常に的確な医療が受けられる可能性があるというふうなお話だったんですけども、本当に、ぜひ一刻も早く、こういうふうになっていただきたいなというふうに思います。

最後の質問でございます。

経営改善策でございますけれども、昨年のちょうどこの12月の定例議会の一般質問で、病院改革プランの進捗についていろいろ御質問させていただきました。

あれからちょうど1年たってますけれども、令和3年度のもう実績も出てますけれども、計画値と実績値がどうであったか、もしデータがあれば——データをお持ちだと思うんですけども、教えていただければと思います。

○議長（竹岡昌治君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） おっしゃられたものは、収支計画、2021年度計画値、実績値の対応を含んだものを作成しておりますので、これは皆様に通知してよろしいでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） はい、配信してください。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） これが市立病院と美東病院のそれぞれの収支の状況であります。これに基づいて説明させていただいてよろしいでしょうか。

ただいま送信してお示ししているもの、これ2021年度の計画値、実績値、これは決算値ですが、実績値の対比を入れ込んだものであります。

改革プランの収支計画は、収益的収支と資本的収支の双方を統合した資金収支計画としております。

市立病院にあつては、令和3年度においては、年間の経営成績を示す収益的収支がマイナス約1億6,300万円、資本的収支はマイナス4,200万円となったことにより、現金支出を伴わない減価償却費等を収支から除いても、単年度の資金収支は約1億3,900万円のマイナスとなっており、改革プラン上の目標に遠く及ばないものとなっております。

収益的収支のマイナスが大きくなった主たる原因は、患者数、特に入院患者数の減少により、医業収益が得られなかったことによるものであります。これは年間を通じて、新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れるため、新型コロナ入院患者専用病床4床と、その専用病床から、通常の病床の距離を保つための病床2床

を空床として確保したこと。

また、実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れた際には、特別な看護体制を整える必要が生じたため、救急患者、紹介患者を受け入れながらも、入院患者数の制限を余儀なくされるなどの事情と患者の受診控え等の理由が相まって、入院患者の大幅な減少につながったと考えております。

なお、2020年度厚生労働省実施の患者調査の結果がこの9月に公表され、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、全国的にも入院患者が大幅に減少したとされております。

繰っていただいて美東病院であります。美東病院にあっては、令和3年度において、収益的収支がプラスの1億8,900万円、資本的収支は7,600万円のマイナスではあるものの、現金支出を伴わない減価償却費等を収支から除くと、単年度資金収支は1億5,200万円のプラスとなったところであります。

医業収益は、市立病院ほどの乖離はありませんが、入院患者数の減少により、計画値には達しておりません。それにもかかわらず、収益的収支が市立病院と全く反対に大きなプラスになり、その結果として、資金収支が大幅な黒字になった理由は、医業外収益が医業収益のマイナスを大きくカバーできるほど得られたことによるものであります。その典型がいわゆるコロナ対策のための空床補償であります。

この補償の対象となる病床、先ほど市立病院について御説明した新型コロナ入院患者専用病床と、その専用病床から、通常の病床の距離を保つための病床の合計が15床となり、美東病院は十分な補償を受けることができました。これは市立病院と美東病院の病棟構造上の違いからくるものであり、やむを得ないと考えております。

全国的にコロナ感染拡大が広がる中、市立病院がコロナ専用病床を設置したのは、令和2年4月であります。それ以降、市立病院は、令和3年度においても、経営成績を示す収益的収支資金の確保状況を示す資金収支とも、改革プラン上の計画値に達しておりません。

しかしながら、地域医療を守るため、県の依頼を受けるや、速やかに、コロナ専用病床4床の設置を決断したのも市立病院であります。

市立2病院とも可能な限り、一般医療、救急医療を提供してきたと考えており、改革プラン上もその点を含めて評価しているところであります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ただいま令和3年度の計画値と実績値の説明をいただきましたけれども、これにちょっと関連して、前回1年前に御質問したときに、やはり市立病院と美東病院の収益差っていうところがかなり出てて、収入というか、要は国からの負担金、これが不採算地区病院運営費負担金ということのようなんですけれども、市立病院においては、これ、令和2年の実績ですが、9,200万と。それに対して、美東病院では、1億9,700万と約1億円の差があるんですね。多分これが美東病院、市立病院の収支の決定的な要因じゃないかなというふうに思うんですけど、先ほどの説明だと、美東病院においても、当然コロナの影響で、患者数は減ってるはずですよ。でも、美東病院の場合には、医療外収益というか、空床補償が大きかったというお話です。

もう1つ、前回改革のプランの中で、収益改善の目玉として、地域包括ケア病床を確保するということが、この収益改善につながるというお話であったんですけども、正直、説明を聞いてても、なぜそれが、そんなに1億も差があるのかっていうのが非常に分かりづらくて、今でも、先ほどの説明でも、この2つの病院で、何でこんなに差が出るんだろうと思ってます。

再質問なんですけれども、ここのこの差ですね。不採算——例えば地区の病院運営費とか、これって、もし美東病院でできてるんだったら、同じようなことを市立病院でやられればいいんじゃないかと単純に思うんですけども、そののところ、まず、この不採算地区病院運営負担金とは一体何なんだ。で、空床補償っていうか、それが、美東病院ではしっかり受けられるんだけど、市民病院ではできないっていうのはなぜなんだと、この辺、もう少し分かりやすく説明をお願いできませんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 藤井議員の御質問にお答えします。

不採算地区病院運営費負担金、これについて、交付税措置がされているというところではありますが、この制度設計として、これ全国一律っていうところが1つ、私ども問題とは考えておりますけど、全国一律で、100床の病院が最も交付金を得られるような形で制度設計がされております。150床だと、もうゼロであります、この負担金は。ゼロから100床の間で100床に近づくほど大きくなると。100床以下でありますと稼働病床、それをどれだけ使ったか、年間で一番使った日の稼働病床数

で負担金の額が決まってきます。100床丸々100%使ってる場合には、それが一番負担金の最も大きな額になるということでもあります。100床を超えて、101床から105床の間であれば、100床に近ければ近いほど、たくさんお金が入る仕組みになっておりますけど、これは、明確に書いたものは、私ども実は見えてないんですけど、全体として、病床を削減する1つの考え方、誘導していく考え方の現われがあるんじゃないかと推測しております。

その中で、我々としては、地域医療で必要な病床数というものを確保していかなくちゃならない。そもそも病床っていうのは、一度削減してしまうと、もう増やすことはできませんので、そこを慎重に考えていかなくてはならないという大前提があります。

したがって、例えば負担金がたくさんもらえるから美東と同じような形で100床に早くしてしまえばいいんじゃないかっていう考え方は取っておりません。そこをしっかりと実際の運用を見ながら、今コロナ禍という特殊な事情がありますんで、これをもって、すぐ減らすとかそういう話にはならないと考えておりますんで、正常に戻った後、実際に、この市立病院を市民の方々が実際に利用していただいて――今、別に私どもが懸念しておるのが、75歳以上の方であっても、相当市外の病院に入院されていると。それは市外の病院の大きな急性期病院に入院された後、そのままそこに入院されていると。こちらに同様、病状が安定されるところに、市立病院、美東病院で回復期、あるいは回復期において入院していただければいいんですけど、そういうことがなされないまま大きな病院に張りつけるといったことが見られているようであります。

そういったところの需要も含めて、市立病院、美東病院の需要をさらに増やして、その中で病床数を考えていく。その副産物として、例えば、より減らす必要があるんであれば、それは考えていこうということでもあります。

ちなみに今年度126床、以前、令和3年度が138床でしたけど、今年度126床で12床ほど減らしました。

したがって、不採算地区負担金の額そのものは、大ざっぱに言うと1億の差があったものが5,000万円程度の差に縮まるはずであります。そういったこともありますんで、我々としては126床、今現在の1つの到達点として考えておりますけど、今後もよく需要を見ながら、コロナ禍での需要じゃなくて、平時に戻ったときの需

要を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今の説明を聞くと、そもそも、何かこの制度設計自体がおかしいんじゃないかと。要は100床か何かが一番負担金が多くて、それ以上になったら極端に減るとかですね、国のこれは政策ですけども、その見直しというか——も必要かなと思います。

ただ、一方で、制度がそうであれば、それをできるだけ利用して、収益体制を強化するっていうのは、当然病院として、管理者としてはやるべきことだろうと思うんですけども。

市立病院のほうの、ずっと資金収支等の実績等を見てますと、令和2年度には、何とかプラスになってますよね。かなりいい方向に行ったかなと思って、今年、また1億3,900万円ショートしてるという、この事実は、やはりもし、コロナが収束して正常に戻ったとしても、なかなか単年度では回復は難しいかなって思わざるを得ないですよ。

したがって、本当に今、改善計画等でやられてますけれども、ぜひ、それが数字としてあらわれるような、なお一層の努力っていうか工夫をぜひお願いしたいなど。

やはり病床も当然必要でしょうし、ただ単に、お尻の数字だけプラスにすればいいという問題ではないのはよう分かります。でも、ここが、仮にこのままずっと、内部留保の金額が億単位で悪化していくと、以前やったように、市からまた資本導入か何かというふうなことでやらんといかんような事態になるんじゃないかという、そういうおそれもありますので、やはりここはしっかり改善をお願いしたいなというふうに思います。

もう時間にもなりましたし、私の質問は、以上で終わらせていただきたいと思いますけれども、本当に、先ほど、高橋管理者がおっしゃいましたように、まずは、チーム医療ということで、ぜひ、市民病院の体質というか、風土というか、それを改善していただいて、本当に、そこで働いてる方、そして、そこに行く我々も幸せっていうか、ハッピーというふうに感じられるような、そういう、まず職場づくりをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、13時まで休憩いたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。秋枝秀稔議員。

〔秋枝秀稔君 発言席に着く〕

○15番（秋枝秀稔君） 純政会の秋枝です。一般質問順序表によりまして質問をいたします。

一般質問の初日3番目、午後1番の質問者となりました。私は、このたび、2項目の質問を一問一答で通告しております。

美祢市のますますの振興、市民福祉の向上のため市民の皆様に分かりやすい実り多い質問時間になることを願って質問をさせていただきます。

状況においては、再度議会質問において取り組ませていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

まず最初に、1番目の質問です。

タイトルにありますとおり、美祢市農業崩壊Xデーの回避と農業振興策についてであります。

2020年の農林業統計、俗にいう農業センサスですけど、これを見てもみますと、美祢市の農業従事者の65歳以上の比率はおよそ86%くらいになっております。ということは、男に限って言いますと平均寿命が81歳ぐらいですから、恐らく、もう10年から15年で、現在の農業者のほとんどがいなくなると思います。

新規就農者がいない現状において、農業従事者がほぼいなくなるという、今はそういう想定ができます。そういうふうにならんように願っておりますけど、そういう想定が出ます。統計を見なくても、農業者を見れば、およそその辺は検討がつくと思います。

2008年の美祢市合併当時の人口がおよそ2万9,500人、現在は、2万2,000人くらいであると思います。国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の地域別将来推計人口では、2025年、今から2年後ですね——に、美祢市の人口は2万2,004人

と発表しております。

最初、これを聞いたとき、私は、この研究所がえらくセンセーショナルな発表をしたもんだというふうに思っておったんです。人目を引くのかなあという、こういうことを思っておりましたが、しかし、逆になっておりまして、2年早く到達しております、現在ですね。2年後が2万2,004人ですから、現在2万2,000人ということで、ほぼ、これから推計しますと、研究所の推計どおりか、それ以上になっておるんじゃないかというふうに思っております。合併から今日までの人口比率にして、およそ25%の人口減となっております。

ちなみにですが、これから13年先の2035年には、美祢市の人口が1万8,081人というふうに推計しておりますが、今も推計より若干早いかなという、人口の減りは早いかなというふうに思っておりますが、どうなるのでしょうか。

私は、ここで農業が一番大きなポイントになるんじゃないかというふうに考えております。人口減に比例して、農地の荒廃も、これは確たる統計数字がなかなか見当たらんもんで私の肌感覚なんですけど、肌感覚で見ますと、私は20%ぐらいは、合併当時から農地が荒廃しているというふうに思っております。人口が約25%減って、農地が20%荒廃、その差5%は、恐らく小作、また預かる、農地を預けられる方がおられるから、この荒廃がいまいち抑えられているんじゃないかというふうに思っております。

しかし、もう現状ですね、耕作を誰かに頼もうとしても、耕作者は手いっぱい状況になっております。これから、ますます荒廃農地が増えていく現状ではないかというふうに思います。美祢市の人口減とですね、農地の荒廃がほぼ同じような進み方をしております。

美祢市の基盤は、農業であり、人口の基盤も同様に農業で、農業者ではないかというふうに私は考えています。このあたり、市長の見解をお聞きできればというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来推計人口に示されている推計値を、言われるとおり、上回る勢いで人口減少が進み、令和4年10月31日現在、2万2,301人となっております。農業分野

におきましても、人口減少に伴い、農家数等が著しく減少しております。

5年ごとに調査しております農林業センサス、2015年と2020年の数値で比較してみますと、総農家数は2,229戸から537戸減の1,692戸となり24%の減、農業経営体数は、1,687経営体から479減の1,208経営体となり、28%の減、また、基幹的農業従事者数は1,736人から611人減の1,225人となり、35%の減となっており、この5年間で、農業に関しましては、急速に農業者の減少が進んでおります。

したがいまして、農業の従事者数の減少と人口減少者数は相関関係があるというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

大体見解が同じですね。農業が衰退してくると、私は何もかも逆回転してくるといふふうに思い、何が逆回転するかというと、農業を中心とした産業が、産業活動がだんだんだんだん縮小してくると。それから農業者の支出がなくなるから、何もかも小さくなっていくと、こういう状況ではないかというふうに思います。

いろんな商売しておられる方がだんだんだんだん少なくなっていくという、こういう状況が来るのではないかというふうに思っております。山口県の人口減少も、私は、美祢市と同じような形で進んでくるというふうに思っております。

農業の衰退と人口減が美祢市を蝕んでおって、経済が回らないから人が減るといふ悪循環ですかね、そういう形に陥ってるんじゃないかというふうに思っております。

市民の方々の漠然とした美祢市の将来に対する不安、特に農業に対する不安感は、とても大きなものがあるというふうに思っております。将来、わが家の農地はどうなるんだろうという不安はいかばかりであろうかというふうに察しております。不安で仕方がないという方も多いのではないのでしょうか。

荒廃農地と人口減の関係を申しましたが、耕作農地を受け入れる農家ですね、これをまず先ほど申しましたが、ほぼ限界に近づいているだろうと申しました。農地の受入者もなく、耕作放棄された農地・土地への諦めですね、執着がなくなれば、やはり多くの方が生活に便利な人口集積地に進むんだろうかなというふうに思っておりますが、これ、市長の見解をお聞きできればというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

まず、耕作放棄地の状況について述べられましたので、2010年の農林業センサスの数値でございますけど、耕作放棄地の割合が全国で9.3%、平均がですね、山口県平均が17.3%、美祢市が10.1%となっております。

議員が言われるように、確かに農業振興を図ることで美祢市の特異性、また、人口減少に歯止めがかかるのではなかろうかという御意見でございますけど、全くそのとおりだというふうに思っております。

豊かな自然環境を有する本市において、農業生産活動や農村環境維持活動の中心は農業者であるというふうに認識しております。

市としていたしましては、これまでどおり、新規就農者及び新規就業者など多様な担い手の育成に努め、農業従事者の確保を図ることは当然でございますけど、今後は、新たに策定いたします地域計画に係る協議において、農業上の利用が行われる区域と保全等を進める区域に整理する中で、農業生産活動が円滑に、また効率的に行うことができるように支援していかなければならないというふうに思っております。

美祢市の将来に対する不安について述べられました。離農され、市外県外プラス親族の方へ移り住まれる方も少なからずいらっしゃるわけでございますけど、本市にとどまり住み続けていただくためには、農業の施策や事業はもとより、いろんな総合的な施策を講ずる必要があるというふうに考えております。

いずれにしましても、総合的に施策を講じながら持続可能な、また人口減少社会の克服に向けて、まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。同じようにやっぱり考えておられるんだなということを思いました。

農業も一生懸命政策進めておられますが、なかなか難しい、本当難しいと思います。本当頑張っていたただかんにやいけんと思いますし、また後ほども提案いたしますが、その件で、また頑張っていただきたいと思います。

私も、団塊の世代に属しますが、これから15年間で、先ほど申しました団塊の世

代が順次農業から退場します。新規就農者もほとんどゼロということで、農家の後継者も、実家の通勤者のほとんどが自家農地の耕作で手いっぱい。ほかの方の農地を預かるということは、ほぼできないだろうというふうに思いまして、ましてプロ農家の方も限界というふうに思います。

集落営農法人もかなりできておりますが、これらもかなりの合理化、機械化を行っておられますが、耕作の面積もほぼ限界に近く、いかんせん法人の後継者も同様に少ないんですね。ないに等しいような状況のところも結構あるというふうに聞いております。このみんなの知恵が集まった農業法人でさえ、なかなか後継者難というふうになっておりまして、苦慮されておられます。このままいくと、美祢市の農地の多くは荒廃地となり、残るのは、先ほど言いました実家農業ができる後継者にいる僅かばかりの農家、それから平地で草刈りやらいろんな手間の掛からない合理化が可能なところだけというふうに私は思っております。

それから、現在の中山間地域直接支払交付金の対象となっている地域は、ほぼ壊滅になるのではないかというふうに推測をするんです。

市長、その辺の御見解をお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

議員言われるように、団塊の世代がリタイアしたら、本当に大変なことになるんじゃないかという御意見もございました。以前、昭和一桁世代が引退したときに、大変な問題になるんじゃないかということも危惧されたところでございます。

ちょっと順番がいろいろ——順序どおりいきませんが、1つは中山間直接支払制度のことを言われました。今カバー率は約30%でございます。平成12年にこの制度がスタートしたわけでございますけど、当時は、私も農林水産省の担当の方と話をする中で、もう最後の、もう農林水産省としては最後の政策だという話もあったわけでございます。

農業の本当今の問題は、やはり価格を生産価格に転嫁できていないという大変な問題があるかと思えます。

ちょっとこの件について触れさせていただきますと、今、月2回のペースで会合が開かれております。これは、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会というのが進められているところでございます。テーマを細分化されて、この主なテーマ

は、今の時点のテーマは、輸入に依存する食料の国産化、堆肥など、国内資源の有効活用、あと輸出力強化、そして、適正な価格形成の在り方、あと平時の食料安全保障などが論点として掲げられているところでございます。

特に、今資材価格の高騰、肥料価格の高騰がそのまま販売価格に転嫁できていないという大変な問題が生じていると思っております。農業者と取引相手との適正な取引関係の強化を規定したフランスのエガリム法の研究されているようでございます。ただ、今、農林水産大臣のほうは、日本での制度設計について、そう簡単にはいかないと認識を示されているところでございますけど、なかなか価格転嫁について、生産者と消費者の調和が図ることが難しいということが今示されておりますので、おっしゃるとおり、農業はなかなか厳しいのが実情ではなかろうかと思えます。

したがいまして、今後は農地を守るためには、中山間地域の農業を守るためには、中山間地域直接支払交付金制度を有効に活用するとともに、この制度を維持することは農地を維持することと、あと集落の存続にもつながる制度でございます。これにつきましては、県、JAとも連携しながら集落協定が継続されるように、引き続きサポートしてまいりたいというふうに考えております。

あと、本市単独の事業を実施しておりますが、この事業も引き続き実施していきながら、農地、農業者のニーズに応じた見直しや拡充もしながら、本市の農業が、本当に衰退することがないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。なかなかちょっと順番が前後したりして、すみません。そういうことです。

日本のこれ、いろいろ調べたんですが、日本の中山間地域は、日本の総土地面積の7割、日本の人口の1割があるそうです。

で、日本の総土地面積7割、人口の1割ですね、農業の産出額は4割を占めておるといふふうに書いてありました。日本の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有して、様々な面で重要な役割を担っています。だから、日本にとって中山間地域はきれいなんです、捨てられないんです。国が農業政策は絶対やめられないんです。

そして、今は、日本はお金に物を言わせて、世界中から食料を買っておりますが、

この食料もこの前テレビ見ましたが、もう取り合いになっておるようで、もう金をあげるから、出すから売ってくれというこういう時代は、だんだんなくなってくるというふうにテレビで言うておりましたが、私もそのとおりだというふうに思いますね。

これらを考えますと、日本の土地面積の7割を占める日本の中山間地域の農業は、ますます重要性を帯びてくるというふうに思います。

中山間地域は、傾斜地が多くて、圃場の大区画化や大型機械の導入がなかなかかなわない。農地の集積・集約化も容易にできないということで、生産性向上が平地に比べて非常に難しく、人口減少、高齢化による担い手不足等も相まって、営農条件面ではとても不利な状況にあります。経営規模では、1経営体当たりの経営耕地面積が1ヘクタール未満の経営体の割合は、平地農業が4割になるのに対して、草刈りなど多い中山間地域は6割となっておるようです。

私は、平地農業と同じように、低コストな経営はできないし、求めませんが、少しでも、これに近づけるように、生産基盤の整備を進めるべきではないかというふうに考えております。

農業振興というのは、昔から施策を莫大実行してきておられます。しかし、大きな変化がないということですね、ほぼ昔と状況は変わらないと、ますます坂道を転がりよると、こういう状況ではないかというふうに思っております。

農業振興には、ソフト事業とハード事業で整理すると分かりやすいんですが、過去多くのソフト事業は進めてこられました、補助金が切れるとそれで終わり、ということが多いです。

確かに、ソフト事業は大事です。大事ですが、肝心の農業の基盤、基礎をつくらずにソフトを進めても、効果が半減するところがないに等しいような状況になるのではないのでしょうか。

基盤をつくれれば、農業者が創意工夫してから、いい農業をつくっていくと思うんですよね。この基盤っていうのが、農業の土地にまつわるもので、圃場整備、先ほど言われましたが、確かにやっておられますが、これ昔の圃場整備ですね。草刈り対策、本当言や、草刈地獄ですね。本当草刈地獄の対策、それから水路や耕作道の整備、有害鳥獣対策など、中山間には非常に難しい面があります。

美祢市の農業は多くは、中山間の傾斜地に農地がありまして、草刈りを例にとっ

でも、同じ箇所を5回ぐらい多い年には刈ります。肝心の作物管理などの本来の農業経営する前に、もうへとへとになっておりまして、経営になかなか目が届かないという状況もあるというふうに思っております。傾斜の強い水路とか、鳥獣被害とかですね、いろんなことに忙殺されます。ここに、やはり美祢と平地が多い平野部が多い、平地農業の地域との大きな差が出てくるのではないかというふうに思います。見ております。だから、農業コストも高くなるし、連れて収入も所得も落ちてくるという、こういうことですね。

先ほども申しましたが、平地農業に比べ、農業経営する以前にすることの多い現状を改善することが、美祢市のような中山間地農業の振興するヒントがあるというふうに思います。

今ですね、1人の農家が美祢市のような中山間地、中山間地で、例えば米をつくる場合、一生懸命つくられて汗流されておるけど、やはり5ヘクタールが私の思いは限界というふうに思っておりますが、これが平地だったら倍の10ヘクタールでもできると思うんです。そこの差をいかに縮めていくかということがやはり振興の要ではないかというふうに思います。

だから、草刈り対策、水路補修とか、そういう対策、有害鳥獣の対策とかですね、農業経営以前の対策は、今からしっかりとっていったら、私は、振興を図れるのではないかというふうに思っております。

この生産基盤を整備することで、本当の農業経営に取り組めるのではないかというふうに思っております。本来の農業経営ができることで、農業に対する希望がわき、収入の確保もでき、若い人も来ると思うんです。

で、人口の減もとめられるし、これに付随する産業の活性化もできるのではないかというふうに思っております。この辺、市長、簡単でいいですが、御見解があればお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりだろうと思います。

確かに、中山間地域の農業というのは本当にコストがかかるわけがございます。にもかかわらず、そのコストを価格に反映できてないという実情があるわけがございます。

また、本当に、中山間地域の農業というのは、生産活動のみならず、環境保全、また水源の涵養、いろんな機能を有しているわけでございます。

したがいまして、市にとっても本当に大切な農地でございますけど、国にとっても、本当に大事な農地ではなかろうかというふうに思っております。

農業効率化のための基盤整備の御質問でございます。

これにつきましては、今言われました中山間地域での法面管理の省力化、小規模であれば、農地耕作条件改善事業の管理省力化支援として、法面の緩傾斜化に、特化したハードメニューも用意されているようでございます。

再整備について御検討される場合には、本当、遠慮なく、農林課のほうに御相談いただければというふうに考えております。

簡単ですが、以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） これから本題に入るんですが、ここで提案をしたいと思うんですね。

美祢市には、現在基金が61億ありますね。これを農業の基盤を整備するために——全部じゃないですよ、投入したらいかがでしょうかという、こういうことです。

私は、お金は有効に使う、次の飛躍のために使う、これがやはりお金の使い道ではないかというふうに常日頃思っております。いかがでしょう。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

基盤整備は、今のデータでいうと三百二、三十万から、600万円近く、一反当たりかかるわけでございます。それを単純計算——300万円として単純計算いたしますと、1ヘクタで3,000万円、10ヘクタで3億円かかるようになります。これは、どうしても単市で支給するとなると、基金が底をつくという実情があるわけでございます。

また、基金については、基金の処分、取り崩しは、法律によって、当該目的のためでなければ、これを処分することができないとされている基金もあるわけでございます。

したがいまして、使えるとしたら、財政調整基金があるわけでございますけど、これについては、標準財政規模の10%から20%と言われております。

本市においては、約26.9%となっておりますが、これにつきましても、原油価格、物価高騰などを背景とした経費の増加が今後見込まれます。

また、市役所本庁舎、また総合支所整備等、大型建設事業も予定しているところでございますし、また、新たな行政課題への対応として、DXの推進、また、脱炭素化への取組などが求められております。

したがいまして、財政調整基金につきましても、ある程度の基金保有が必要と考えております。本当に基盤整備のために、基金を活用してという御提案でございます。

基金を活用したいのはやまやまでございますが、現状では、なかなか難しいと答えざるを得ないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

私、ここに基金の積立額持っておるんですが、確かに使えない基金も結構あります。で、私の単純計算なんですけど、61億のうち40億ぐらいは使えるんじゃないかなというふうに思うんです。で、そのうち、やはり財政調整基金として、約1割の、標準財政規模の1割の10億円から15億円残すとなると、最終20億円から30億円ぐらい使えるんじゃないかなという、こういう単純計算なんですけど、思っております。

基金を本当見事に貯めておられますが、やはりこの膨大な基金を少しずつ取り崩して、結局何に使ったんじゃないかと、こういうことにならんように、ひとつお願いしたいということで、美祢市の基盤である農業に大々的に使うべきではないかと。攻めの農業政策に転換することで、農業生産が増えれば、市の経済の様々な分野で活性化するし、税金として、いろんな分野から回収できると思うんですよね。

そういうところで、これだから補助事業を使えば、市の負担もかなり軽減されまして、山口県でも場所によっては、第2回目の圃場整備を始めてるところが結構ありまして、最近の圃場整備というのは大区画ですから、パイプラインでありますから、かなり省力化、経営が楽になると思います。その辺、答弁が用意できていれば、ひとつ御答弁お願いできたらと思うんですが。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 秋枝議員の再質問にお答えをいたします。

現在、圃場整備のお話でございますが、本市では、今まで2,397ヘクタールの圃場整備を完了しております。現在、岩永本郷西地区、岩永本郷東地区、そして伊佐中央地区というところで、農業競争力強化農地整備事業を実施しております。これは国の補助事業ということになります。国の補助事業を活用するということが最も有利だということでございます。

現在、国の事業を活用した農地整備事業には、ただいま申し上げた事業のほかに、農地耕作条件改善事業、先ほど市長が言われた事業でございます。それ以外に、農地中間管理機構関連の農地整備事業などがございまして、これらにつきましては、受益面積や事業要件、農家負担金の違いなどで、地域によって様々ございますが、これに応じた事業ということで用意をされているところでございます。

事業要件といたしましては、担い手への農地利用集積の増加や農地中間管理事業の活用など、目標通知を掲げられております。

また、営農経費の節減、汎用化などによる作物、生産額の増加や、農業労働環境の改善等の総便益額が総費を上回る費用対効果が発生することも、事業化に向けての重要な判断材料ということになるかと思っております。

で、先ほど法面のお話がありましたが、これは、先ほど市長が答弁されたとおりでございます。

国におきましては、こういったような再整備における事業というのが、幾つか用意をされておるといふ現状がございます。

市の単独の事業としましては、農地あるいは農業用施設につきまして、かなり老朽化したもの、こういったようなものにつきましては機能保全を図る必要がございます。

こういったようなことに対して、各自農業者の方々がその施設等の改良とか、補修工事とか、そういったようなことを行われるときに、市としても、予算的には、かなり小規模にはなりますが、補助金も用意しておりますので、この辺も活用していただければというふうに思っております。国の事業がやはり有利な事業ということになるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

国にもいろんな補助金や交付金事業があるんですよね。で、中山間地域農業は、国にとっても大事な事業なんです。美祢市が本気を示せば、県も国も動くし、動かざるを得んと思うんですよね。

その辺で、農業する基盤をつくる事業をもう1回再度しないと、もう手遅れになるというふうに思います。とにかく、国、県に本気度を示すという、こういうことですね。

これに関して質問はこれで終わりたいと思いますが、市民の皆さんはどのような考えられますでしょうか。美祢市の経済は、農業、観光、石灰石を中心とした産業、また、各種年金収入が主で、美祢市の経済を支えておるといふふうに思っております。

その一角では、農業振興は非常に重要な課題というふうに考えております。全国に発信できる農業施策をぜひ実行していただきたいというふうに述べまして——それには基盤をつくる、基盤をつくれれば、あとは農家が工夫をするんです。だから、この基盤を強くする事業をぜひお願いしたいというふうに言いまして、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、今度はやはり同じように人が少なくなったということで、ちょっと別の角度からの質問なんですが、美祢市において、事業活動をされている企業の人手不足が深刻になっております。

先ほども申しましたが、美祢市は人口減少が著しく、本当今2万2,000人を割り込むような状況になっておりまして、特に、労働者人口が減り、各種産業における担い手不足は深刻さを増しております。この人手不足問題を市において、どのように理解しておられるか。また、その対策が市において可能かどうか、質問してまいりたいと思います。

今回は、建設業についての現状認識と、今後訪れるであろう問題を質問して認識を共有し、対策ができるのか、お尋ねしていきたいと思います。

建設業については、現在、人手不足と人材不足について、私が思いますに、なぜ建設業の人材不足が起こるのか。高度経済成長時代は、建設業に若者の就職は多く、きつい仕事、危険な仕事だけど、給与は高い。また、事務職より体を動かして働くほうがよいという若者も多い時代でありました。

しかし、現在は、大手企業、官公庁ですね、週休2日制、年間休日は、120日か

ら130日程度が一般的にあるにもかかわらず、中小の建設業の方の多くは、月6日の休日、年間休日は100、90日前後がごく自然な勤務体系になっております。これで、ほかの業種より給料が高いかといいますと、そのようなことはなくて、一般の作業員の方は、日給月給がほとんどで、今の若い方には敬遠されております。

自然災害や、雪が降り積もって除雪なんかするとき、緊急を要する工事などは、建設業に従事されている皆様の努力によって解決され、地域インフラは守られているのは想像のとおりです。美祢市の事情に精通した方がいなければ、災害復旧や除雪等の対応も難しく、美祢市は大変なことになるというふうに思っております。

若い方の声を聞くと、土曜日等の子どもの行事に建設業で働く人は出席できないとか、また給与の昇給も乏しいし、挙げ句、急な呼出しが多いなど、職場環境の改善が待たれております。

そこで市長に質問ですが、こうした状況を改善し、人材不足解消の施策についてどういうふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます、状況はですね。で、本当に議員がおっしゃるように、全国的には、本当に建設業が――業者が減って、雪かきもままならないといった地域もあるようでございます。

議員の御指摘のとおり、建設業には、災害復旧や除雪作業などに御対応いただく安全・安心な地域の守り手としての役割がございます。

また、これ以外にも、社会資本整備と維持管理の担い手としての役割や地域の雇用、経済を支える基幹産業としての役割も兼ね備えており、本市にとっても非常に重要な産業であると認識しているところでございます。

しかしながら、建設業は、全産業の中でも、人手不足が深刻な業種の1つであるというふうに言われております。この背景には、いわゆる団塊の世代の大量離職が進行していくのに対して、若年層の雇用が進まないといった現状があります。これは本当に議員がおっしゃったとおりでございます。

近年では、建設業界におかれましても、この対策として、多くの事業者が働き方改革に取り組んでおられ、良好な職場環境が整備されつつようであります。

このような中、国は、平成30年度から継続的に、国土交通省と厚生労働省が連携

して、建設事業者に対して、人材確保、人材育成、魅力ある職場づくりをサポートするための各種助成金などによる支援を実施されているところでございます。

本市といたしましては、人材確保の取組として、美祢就職相談室を設置しており、ハローワーク宇部をはじめ、関係機関と緊密に連携し、就労に向けた相談業務や就職面接会、人材育成講座の開催など、きめ細やかな就労支援を行っているところであり、また、事業所におかれましても、高校生キャリアガイダンスに御参加いただいているところでございます。

さらに、令和3年度からは、55歳以上の高年齢者の就労支援に特化した相談窓口を設けるなど、就労希望者の掘り起こしや就労に向けた支援にも力を入れております。

今後も引き続き、これらの取組を積極的に実施するほか、また、国や県の情報についても効果的に発信するなど、人材確保に向けた支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。

本当人材不足は深刻で、大変なことになると思います。

例えば、公共工事における土日、祭日の工事を止めて、管理費、工期などの経費の見直し等の検討や入札方法を変える等の対策は考えられます。

いずれにせよ、市民にとって、災害の対応とか、緊急なインフラ整備等、地域を知った建設業者がなくなると、安心した生活が送れなくなるのは本当事実です。早急に対応していかないと、人材確保どころか、地域から建設業がなくなるんじゃないかというふうな可能性も、私は危惧しております。

美祢市の将来のために、建設業をどう育成していくか、ぜひ真剣に考えて、若い人材から憧られる職種に育ててほしいというふうに思うところです。

その辺りの見解がありましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 秋枝議員の再質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、建設業が引き続き地域の守り手としての役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保は急務であると認識しております。

す。

また、公共——今、おっしゃったように、公共事業の週休2日工事導入などの諸対策により、建設業の労働環境の改善を図り、若年層の入職や定着を促すことも重要なことであると考えております。

このような中、国は、令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律を、また、令和2年1月には発注関係事務の運用に関する指針を改定したところであります。

本市といたしましては、この指針に基づき、中国地方整備局、近畿中国森林管理局、山口県及び県内市町で構成される山口地域発注者協議会において、公共工事の施工時期の平準化、週休2日工事の導入などについて協議、検討を進めているところでございます。

また、美祢市地元企業優先発注等に係る実施方針に基づき、地元建設事業者において、対応可能な工事等については、今後とも優先的に発注することで、地元事業者の受注機会の確保及び事業者の育成を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） 最後に、2024年に、地方自治体ですね、もう、土日、休日確保のために、諸経費等の比率の変更があるやに聞いたんですが、これは、こういうことがあるんでしょうか。お願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 秋枝議員の御質問にお答えします。

議員御指摘の公共工事の2024年問題でございますが、平成30年7月6日公布の働き方改革の推進を推進するための関係法律の整備に関する法律によりまして、平成31年4月に労働基準法が改正され、時間外労働に月45時間、年365時間の罰則つき上限規制が適用されました。

この時間外労働の上限規制について、大企業においては平成31年4月1日から、中小企業においては令和2年4月1日から施行されておりますが、建設事業など一部の事業、業務については、対応に相応の期間を要するとの判断から、5年間の猶予期間が設けられており、令和6年、つまり2024年4月1日からの施行とされております。

国土交通省によりますと、全国レベルのデータでは、令和2年度での建設業の年間の総実労働時間は、全産業に比べまして約360時間長く、休日の状況も4週8休、いわゆる週休2日が確保できている建設事業者は約20%にとどまっております。

国は、建設業が2024年問題に対応するための諸施策の1つとして、公共事業の発注者指定による週休2日工事の導入を進めているところであり、現時点で、国や県では、既に本格導入をされているところがございます。

また、県内各市町の週休2日工事の導入状況といたしましては、19市町のうち、4市が試行や限定的な導入をされているところであり、先ほど、市長のほうから答えられました、山口地域発注者協議会において、県内各市町が情報提供や協議、検討を進めているところがございます。

なお、発注者が工事仕様書において、週休2日工事を指定して発注する場合の工事費の積算であります。議員御指摘のとおり、諸経費率に、工事の工種ごとに決められた補正を加えて算出する必要がありますので、週休2日工事の導入にあたっては、諸経費補正分の工事費の増加が見込まれます。

本市においては、山口地域発注者協議会での協議検討の結果や、近隣市町などの動向に注視しつつ、令和5年度中に、週休2日工事の施工などを行い、本格導入に向けての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 秋枝議員。

○15番（秋枝秀稔君） ありがとうございます。よく分かりました。

昔から災害などがあつたら、真っ先に地元の建設業者の方へ連絡して、対応をお願いしておりますよね。まさに、社会インフラの一翼を担っていただいております。

確かに、税金を投入する工事ですから、市民の皆様の納得のいく経営設定も必要です。ですが、これに携わる従業員の方が誇りを持って働ける環境を行政からも、しっかり整備していくべきではないかというふうに思います。

ということで、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔秋枝秀稔君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、2時10分まで休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○副議長（秋枝秀稔君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長は所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますようお願いいたします。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○12番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。

6月議会において、青嶺高校生の下校時のバスの時間帯が悪くて、学校まで迎えに行っておられる秋芳町、美東町の保護者の負担軽減や赤バスの——あんもないと号の直通便など乗換えをしないといけない、目的地に行けないなどの改善策についてお尋ねしました。その結果を知りたかったのですが、まだ審議中とのこと。唯一、県立高校の存続のためにも、市民の移動手段の確保のためにも、よりよい結論が出ることを期待しています。

1の質問として、路線バス乗車の1回につき運賃200円の実施についてお尋ねいたします。

美東病院から——例えばですが、美東病院から紹介状を持って小郡の第一病院に行くのに、バス代が美東町大田からは990円必要です。山口の日赤病院に行くとして1,080円が必要です。萩市や山口市は、70歳以上の方は出発、到着が、市内ならどこまで行っても100円ということです。美祢市も萩市や山口市と同じように、どこまでいっても定額で100円じゃなくても、赤バスと同じように200円で利用ということはどうでしょうか。

市民のお財布を温める施策が必要と思いますが、お考えをお尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

本市では、公共交通政策のマスタープランとして、美祢市地域公共交通網形成計画を策定し、平成30年10月から美祢駅、大田中央及び秋吉の三つの拠点をつなぐ市内主要幹線を新設するとともに、デマンド型乗り合いタクシーであるジオタクを美祢駅、大田中央及び秋吉の各拠点につなげ、地域から拠点へ、拠点から広域への移動を可能とした公共交通網を構築し、市民——市民の利便性の向上を図っているところでございます。

現計画の最終年度である本年度は、本市を取り巻く社会状況の変化や現計画の課題を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成と、市民の移動手段の維持、確保を目的として、新たに令和5年度からの5年間を計画期間とする美祢市地域公共交通計画を策定することとしております。

また、次期計画を策定するにあたり、民生委員や高校生、中学生の保護者を対象としたアンケートによる要望調査や交通事業者等へのヒアリングを行い、次期計画では、広域幹線の維持をはじめ、ジオタクの運行区域の拡大や通学環境の充実、市内主要幹線の充実、各公共交通機関の乗り継ぎダイヤの調整等に取り組むことを検討しております。

今後、次期計画案がまとまりましたら、改めて市議会に御説明させていただく予定としております。

さて、御質問の路線バスの均一運賃制度のローン——制度導入についてのお尋ねでございます。

議員の御発言のとおり、萩市及び山口市では、市内を運行する路線バスを対象として70歳以上の市民の方が市内で路線バスを利用した場合、降車時に乗車証を提示すれば、1日1乗車100円で乗車できる事業を実施されております。

一方、本市においては、市のコミュニティバスであるあんもないと号が1乗車200円の均一——均一運賃制度を導入し、ジオタクは1乗車300円の均一運賃制度を導入しております。

また、市内主要幹線区間の運賃は一律200円とし、路線バスを利用して秋吉から大田中央までの区間を乗り継いだ場合も、運転手が乗客に乗り継ぎ——乗り継ぎ券をお渡しすることで、乗り継ぎによる新たな運賃負担が発生しないよう、乗り継ぎ割引制度を実施しております。

現在、本市では、路線バスの運行を維持していくために、令和4年度当初予算額として1億6,000万円を計上し、また、ジオタクの運行事業に係る予算額として4,300万円を計上しております。

今後、路線バスにおける均一運賃制度の導入を拡大すれば、路線バス維持のための市の財政負担を——財政負担は、さらに増加することが見込まれます。

しかしながら、少子高齢化が今後も見込まれ、本市の最上位計画である第二次美祢市総合計画の策定にあたり、実施した市民アンケートの結果においても、公共交

通の整備や利便性についての改善要望が高い状況となっております。

このことから、次期計画では、路線バスとJR美祢線の連携による双方の利用促進と、市民の外出機会創出を目的として、現在、秋吉から大田中央までの区間で導入しております路線バスの均一運賃制度を、市内西部地域の路線バスにおいても、導入することを検討しております。

併せて、高齢者の通院や買物などの外出を支援するため、議員御提案の運賃割引制度の導入についても、調査、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） よろしく願いいたします——それで、どうかよろしく願いいたします。

朝、通勤時間帯に県道に立っていると、小郡・山口方面から通勤される方を多く見ます。職場は美祢市かな、長門市かな、どこだろうと考えながら見送ります。

先日、山陽小野田から厚狭を通過して帰宅途中に、仕事を終えて帰られる多くの車の方に出会いました。山口方面だけでなく、厚狭からも美祢市に働きに来ておられるのを知りました。

この人たちの何人かが美祢市に住んでいただくと美祢市の人口が増えるのになど、この人たちに選ばれる美祢市にしたい、そんな思いで学校給食の無償化について質問いたします——続けていいですか。

私は、学校給食について、以前から再三にわたり無償化できないかと質問してきました。市長は、公会計に移行する際に検討すると答弁されたように思っております。

公会計に移行するには、新しくできる給食センターが稼働する令和6年辺りかと思いますが、本来、給食費を公会計で取り扱っているかどうかは、給食費の無償化とは関係ないと思います。

市が、小中学校の給食材料費を無償とすれば、公会計であっても、公会計でなくても、請求事務や滞納の事務もなくなり、事務の軽減化につながります。

繰り返しますが、給食センターがなくても、そして、公会計で給食費を管理していなくても、無償化はできると考えます。

憲法の第26条の第2項は「全ての国民は法律の定めるところにより、その保護す

る子に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」と提起しています。

このように、義務教育は無償と憲法第26条にも規定しています。そして、今こそ、国も地方自治も——自治体も、小学校、中学校の給食費を無償化するべきです。

コロナ禍中の現在、子育て世代の保護者は、経済的にも精神的にもゆとりはありません。

市長の所信表明に「子どもの笑い声が絶えない地域にしたい」とのお言葉がありました。子どもの笑い声があふれる地域にするには、子どもが家庭でも、学校でも、社会でも愛され、大切にされていることが前提条件ですが、さらに、その前提として、子どものいる家庭の経済的負担を軽くしてあげるべきだと考えます。

保護者にとって、学校給食の無償化は魅力的です。市外の方が美祢市へ移住し——を決断され——してもらえる契機にもなります。

家庭の教育費の軽減にもなり、出生率も上がってくると考えます。

小中学校に通う子どもたちにとって、給食費——給食は本当に楽しみな時間です。今日の給食は何か、子どもたちに楽しみで大事な学校給食です。これを無償化にしていだけないか、改めておね——お尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

私は、以前申し上げたのは、給食費の負担軽減策について検討するというふうに申し上げたところでございます。

おっしゃるように、給食センターを稼働させようようが、どうやろうが——どうやろうが、関係ないと言われれば関係ございませんが、給食センターを稼働させる開設のタイミングで、開設とともに調理場をまず3か所に集約し、最終的には1つの調理場に集約していく計画でございます。

その際、各調理場から給食センターへ様々な事務の移管を行いますが、その業務再編作業の一環として、給食費の公会計化や負担軽減策も併せて検討する必要があるというふうに考えておるところでございます。

確かに、無償化というのは、私も、ぜひやってみたいのは山々でございますけど、これについては、将来、財政負担が主として耐えうるのかどうかというのも十分検証しなければなりません。

先ほど言われました以下法的整理につきましては、教育委員会事務局長からお答えをさせていただきたいと思います。

私からは、以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） ただいま三好議員がおっしゃった憲法の規定についてであります。

議員御発言のとおり、憲法第26条第2項では、義務教育はこれを無償とする——義務教育はこれを無償とすると規定されております。

しかしながら、これは義務教育に関わる費用の全面的な無償を規定したものではなく、授業料の不徴収の意味と介するのが相当であり、学校給食法では、学校給食の費用は保護者の負担とすると規定されております。

三好議員から、学校給食費の無償化について、さきの市議会——3月の議会及び6月の定例会でも御質問をいただいております、その両定例会での答弁で申し上げたのは、学校給食に関わる経費負担については、学校給食法に規定が設けられており、同法第11条第1項においては、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費及び——並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とする。また、同条第2項においては、第1項以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童、または生徒の保護者の負担とする。」と規定されております、本市においても、この規定に基づき、給食費を保護者に御負担いただいておりますこと、そして、無償化に踏み切った場合、年間約7,500万円の市費の負担増となることから、子育て世代を呼び込もうとする議員の御提案ではありますが、給食費無償化のための国や県の財源措置もないため、本市単独で実施することは非常に厳しい状況であると述べたところであります。

本市におきましては、令和6年度に学校給食センターの新設を予定しているところであり、同センターの稼働開始に合わせまして、できるだけ早期に学校給食費の公会計化への移行を考えております。

その際には、給食費の負担軽減策について、将来の財政状況も鑑みながら検討してまいり所存であります。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 約——給食無償化には約7,500万円の必要とのこと、美祢市の将来を担う子どもたちです。心身ともに健康に育ってほしい、この思いは皆さん一緒ではありませんか。

子どもたちの笑い声が絶えない地域にしたい、市長の願いに共鳴——共有して実現したいと思っています。

学校給食費を無償化するため、国が無償化に踏み切れればいいのですが、今の岸田政権は、軍事費を増やしても、学校給食の無償化には真剣に取り組んでもらえそうにもありません。

しかし、学校給食の無償化は、全国的な流れになっています。自治体独自で無償化にしている自治体も多くあります。萩市では、中学校では既に無償化になっています。来年度から、小学生も無償化にすると聞いています。美祢市も、子どもたちの明るい未来のために投資をしていいのではありませんか。

先ほど、同僚議員からの基金が61億円あるという発言がありました。令和3年度末の決算を見ますと、財政調整基金、何にでも使える基金ですが、これが二十四億円——二十四億五千——約24億円以上ありました。これを財源として、無償化にすることはできませんでしょうか。

美祢市は、子育て施策として、就学祝金や子どもの医療費の無償化、出産祝金など、子育て世代の御意見を多く取り入れられた施策があります。これについては、もちろん評価しています。子育て世代に、給食費の無償化は、どの児童——どの——どの児童、生徒さんにも恩恵を——が受けられます。

市長のお考えを再度お尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えします。

以前もお答えしたかと思いますが、山口県の市長会でも、これは要望として上がりました。全市で一致した意見が、とり——意見調整が難しかったという理由で、この提案は取り下げられたところがございます。

私としては、全——全ての児童、日本——日本に——日本にいる全ての児童生徒の給食無償化が本当に望ましいとは思いますが、さっきも申し上げましたように、今、基金を取崩してでも無償化するべきではないかという御意見でございますけど、将来の財政状況も十分鑑みながら、十分検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） ぜひよろしくお願ひいたします。市長会で全員の市長さんが、オッケーを出されたらよいということでしょうか。署名を集めてやりたいと思います。

次に、命を大切に科学と人権に根差した包括的性教育の必要性に——必要性についてお尋ねします。

長引くコロナ禍で、DV、家庭内暴力や性暴力が増え、中学生、高校生の望まぬ妊娠相談が急増していると報じられています。

妊娠を誰でも——誰にも相談できずに、若い女性が一人で出産し、トイレやロッカー、公園に生まれたばかりの乳児を遺棄するという痛ましいニュースがありました。背景には、日本の性教育の遅れ、学校での性教育の不十分さが指摘されています。

今、子どもたちは、ネットやスマホを使って様々な性の情報が簡単に触れることに——触れられる環境にあります。乳幼児から——幼時期から、そうした情報にさらされる場合も少なくありません。

科学的な知識や人権意識を身につけな——身につけられないまま、ゆがんだ情報に触れれば、予期せぬ妊娠に直面したり、性暴力、性犯罪の被害者、加害者になってしまう危険性も高まります。子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中、性暴力、性犯罪などをなくして、互いに性を尊重する人間関係を築くためにも、科学的な包括的性教育が必要です。

包括的性教育は、ユネスコが各国の研究成果を踏まえ、WHOなどで協力し2009年にまとめた国際セクシュアリティ教育ガイダンスで提唱されました。

国際セクシュアリティ教育ガイダンスとは、ユネスコが世界中を調査してつくった性教育の指針です。

性は、人生のあらゆる場面で関わってくるものと捉え、性の多様性や尊厳から、避妊や性暴力の具体的な対策の仕方まで幅広く触れられています。

また、ガイダンスでは、5歳から年齢を——に応じて教えている——教える内容を示しています。

科学的な根拠に基づき、人権、ジェンダーの視点に立って、性教育の内容も示さ

れております。人権——個人の人権や個人の尊厳が本当に大切にされる社会の土台を築くために、国際水準の性教育となっています。

美祢市において、小学校、中学校での性教育の取組についてお尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の御質問にお答えします。

学校における性教育は、学習指導要領に基づいて、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれるようにすることを目的に、体育科や保健体育科、道徳や特別活動などの教科などによる事業を中心に、発達段階に応じて学校教育活動全体を通して指導することとなっております。

美祢市においても、各校で学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校低学年から指導しております。

議員御案内のいわゆる包括的性教育とは、2009年にユネスコなどが作成し、各国の性教育の指針となっている国際セクシュアリティ教育ガイダンスの中で示されたものです。

性教育を実施する際に、身体の成長や生殖の仕組みだけでなく、人間関係、価値観や人権、ジェンダーなどの理解、暴力と安全確保、自他の健康と幸福や喜びのためのスキルなど、幅広いテーマを包括的に扱うことで、学習者のウェルビーイングを実現することを目的としております。

現在、市内の各小中学校においては、身体の成長、生殖の仕組み及び性感染症などの性に関する科学的な知識については、小学校の体育科、保健領域や理科、中学校の保健体育科で扱い、人間関係や人権、ジェンダーなどの理解、暴力などから身を守る方法などについては、道徳や社会科、特別活動などで扱うように性教育指導計画に位置づけ、発達段階に応じた指導を行っております。

特に、ジェンダーの平等やLGBTQプラスについては、人権教育における課題にも取上げられており、性教育との関連を意識しながら人権教育指導計画に位置づけて、確実に指導を行っているところであります。

このように、いわゆる包括的性教育に含まれる内容については、関連性を大切にしながら、各計画の中で、その目的としている内容を確実に学ぶことができるように、学習指導要領に基づいて指導しております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今回の学習指導要領の——要綱の性教育について、御意見が——お答えがあり——答弁がありました。それについてお尋ねいたします。

学習——学習指導要綱を見ますと、小学校5年生の理科と中学校1年の保健体育で教えるということでした。

これには、学習指導要綱を見ますと、歯止め規定があるように思います。この学習指導要綱では、性交や避妊について教える妨げとなっていると指摘されています。これ、歯止め規定ですね、それで指摘されています。性交の過程や避妊、中絶を教えずに、問題となっている性暴力や性被害がどういうものなのかを理解することは難しいこと。また、子どもたちがメディアからの山——まやかしも含めた性の情報がさらされていることなどを考えると、中学校を卒業するまでに、正しく性交や避妊について教えることが必要であると考えます。

文科省の担当者は、学習指導要綱には避妊の経過は取り扱わないものとするという歯止め規定——歯止め規定がありますが——歯止め規定がある。各学校でのその必要性があると判断すれば指導ができると文科省の担当者は言うておられます。

美祢市においても、学校教育の中で、性交や避妊についても教えるべきです。美祢市の現在の状況とお考えについてお尋ねいたします。多少重なるところもあるかと思いますが、お願いいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の御質問にお答えします。

公立の小中学校の授業は、文部科学省が定めている学習指導要領に基づいて行われており、本市の性教育についても、ただいま答弁しましたように、各教科や領域の内容を学習指導要領に即して指導しております。

人の誕生や生殖の仕組みの学習については、小学校5年理科では、人の受精に至る過程は取り扱わない。中学校1年保健体育科では、妊娠の経過は取り扱わないと学習指導要領に記載されており、性交については、本市の小中学校でも積極的に指導しておりません。

少し前ですが、学校における性教育のあり方について検討が行われた平成17年の「中央教育審議会健全やかな体を育む教育のあり方」に関する専門部会の答申では、若年層の人口妊娠中絶や性感染症が増加していることから、子どもたちの性行為は

適切でないという基本的スタンスで指導内容を検討していくべきであることや、安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではないこと、性教育においては、集団で一律に指導する内容と、個々の児童生徒の抱える問題に応じ、個別に指導する内容の区別を明確にして実施すべきことなどが報告されるとともに、様々な考え方が議論されていることから、今後も検討が必要であると述べられております。

また、議員御指摘のDVや性暴力被害をなくすために、国の関係府省会議において、令和2年6月に性犯罪、性暴力対策の強化の方針が決定され、さらに、内閣府と文部科学省が、幼児期から一般成人までの各成長に応じた命の安全教育の教材や動画、指導の手引を作成しております。

今後も、計画的で包括的な充実した性教育となるよう、文部科学省等作成の命の安全教育の教材を活用した指導内容を性教育指導計画に位置づけるなどし、学習指導要領に即した発達段階を踏まえた適切な指導をしてまいります。

そして、児童生徒に対して、命を大切にする考え方や自分や相手一人一人を尊重する態度を身につけさせたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） ありがとうございます。

医師会と連携した事業について考えるのですが、私がネットを見ますと、東京都教育委員会の医師会と連携した授業を行っているようです。産婦人科医の先生との事業です。セックスは怖い、セックスをするなという一方的な教育ではなく、どうして自分が生まれたのか、子孫を残す仕組みについて妊娠がどんな経過をたどるのか、セックスをする意味をきちんと理解できるように伝えるべきです。

美祢市においても、産婦人科医の先生の――先生や専門科と連携して、正しい知識を教える取組をするべきと思いますが、指導体制についてお尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 三好議員の再質問についてお答えします。

現在、美祢市において、産婦人科医などの専門家と連携した性教育を実施している学校はありません。

しかしながら、より充実した学習内容にするために、必要に応じて産婦人科医等と連携した指導や、教職員の指導力向上のための研修についても検討してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） どうぞよろしくお願いいたします。子どもたちの明るい未来のために、よろしくお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの仕組みと役割についてお尋ねします。

マイナンバーカードの普及率について、午前中の同僚議員の質問にありましたので、省略させていただきます。時間の関係で一問一答でない部分もありますが、よろしくお願いいたします。

政府が目指す成長戦略として——経済成長戦略として、行政のデジタル化に果たすマイナンバーカードの役割は、行政が有する住民情報（データ）と民間が有する金融情報、医療機関が有する医療情報などを結びつける特別なルーツとして機能が狙われていると考えます。

成長戦略が優先されれば、一元管理化された情報は、住民の福祉より企業活動を後押しするために、民間に活用されていくことは——ではないかと想像してしまいます。

このことは、個人情報、個人のプライバシーが危険にさらされ、監視社会につながっていく危険性があるのではないかと考えます。個人情報は守れるか——守れると断言できるのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

まず、個人情報は守れるのかというお尋ねに対して、御回答をいたします。

マイナンバーカードは、市民からの申請により無料で交付されるカードで、表面には——おもて面には、氏名、住所、生年月日、性別、及び本人の顔写真が印刷されております。

裏面には、12桁のマイナンバーが記載されており、カードに附属しているICチップを利用して、オンライン上で安全かつ確実に本人証明ができるようになっております。

そのICチップ——ICチップには、カードに記載されている氏名、住所、生年月日、性別の4情報と顔写真しか入っておらず、医療情報や税、年金口座情報などの個人

情報はICチップの中には入っておりません。

マイナンバー制度は、市民の皆様の情報を1か所で集中管理するものではなく、それぞれの行政機関が、それぞれの業務に必要な情報を分散して、管理運用をしております。

したがって、マイナンバーの1つで、個人情報を引き出すことができないようになっております。

また、その情報ややりとりは、高度な情報セキュリティが保たれているため、ネットワーク——保たれたネットワークにより行われております。

万が一、マイナンバーカードをなくされた場合でも、パスワードを知らなければ何も使えませんし、本人以外の個人情報を引き出すことができないようになっております。

また、ICチップから不正に情報を盗み出そうとすると、ICチップが壊れ、情報が読み出せない仕組みとなっております。

さらに、国におきましては、24時間フリーダイヤルによる利用の一時停止などの手続きができるサポート体制もとられておりますので、安心して持ち歩いていただいて、御利用いただければと考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 何かニュースでありましたよね、年金か何かで情報が漏れたということがあったんで、ちょっと懸念しているんですが、大丈夫ということなんです——大丈夫なのでしょうか。

政府は、マイナンバーカードの普及で、あの手この手で推進しようとしています。

このたび2万円のポイントを付けるというキャッチフレーズで推進されています。2万円のマイナン——マイナポイントについて、マイナンバーカードをつくるだけで2万円もらえるかのような錯覚を起しそうですが、この2万円の中には三つの要件があって、この三つの要件をクリアしないと2万円のポイントにはならないではありませんか。

その要件の一つとして、対象のキャッシュレス決済サービスを利用しないと5,000円分のマイナポイントはもらえないと思うのですが、どうなのでしょうか。

また、キャッシュレス決済ですから、カードに現金を先に入れておかないと利用

はできません。これを利用しないと5,000円のマイナポイントはもらえないということですね。

美祢市内で選べるキャッシュレス事業者は少ないと思いますが、あるのでしょうか——少なく——選べるキャッシュレス事業者はあるのでしょうか。お尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） それでは、マイナンバーカードをつくるだけでマイナポイントをもらえると錯覚を起こすのではという、まず御質問にお答えをいたします。

議員御発言のポイントにつきましては、マイナンバーカードの取得後に、別途申し込むことで最大2万円——最大2万ポイントが受け取れるというものです。現金の支給ではありませんので、申込みの際には、コード決済や電子マネー、クレジットカードなどによるキャッシュレスの決済サービスの利用が必要となります。

これは、マイナポイント事業がマイナンバーカードの普及促進のほか、ポイントを付与することにより消費の活性化、官民が共同で地域におけるキャッシュレス化を推進する官民キャッシュレス基盤の構築を目的に行われる事業であるためであります。

次に、2万円をポイント化しないとももらえないのかという御質問ですが、マイナポイントはマイナンバーカードの取得後に申請をして5,000ポイント、または、健康保健証としてひも付け、及び公金受取口座の登録について、それぞれ7,500ポイント、合計で2万ポイントが付与されます。

このうち、御質問にありました最初の5,000ポイントにつきましては、キャッシュレス決済の利用金額の25%について、最大5,000ポイントを付与されるという仕組みとなっております。

健康保健証へのひも付け、また、公金受取口座の登録については——登録の手続につきましては、登録の手続後、全額が付与されるようになっております。

以上です。

それから、美祢市内で対応していない店もあるのではという御質問ですが、このキャッシュレス決済は、市内でもスーパーやコンビニ等を中心に利用が可能となっております。既に多くの市民にマイナポイントの利用をいただいているところであります。

が、しかしながら、市内において、キャッシュレス決済に対応していない店舗もあることから、今後一層、キャッシュレス決済が利用できる環境づくりを推進していくことが必要であると考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今、2番目の要件なんですけれど、ここ、国民健康——健康保険証とのひも付け一体化——ひも付けということなんです、マイナンバーカードと健康——マイナ保険ですけれど——マイナ保険証ですけれど、これは、5年ごとに自分で更新するのではありませんか。

マイナンバーカードが自動——自体が有効期限は10年ですけれど、内蔵の電子証明書の——電子証明書の有効期限は5年です。これを過ぎると、保険証として使えなくなるのではありませんか。急病で病院に行くと、期限が切れて使えませんよということにはなる可能性もあると思うんですが、その対応についてお尋ねします。

また、今現在、マイナ保険証が使える医療機関と薬局については、全国的なことだと思うんですが、3割と聞いております。美祢市は何割か分かりませんが、このように機関——対応できる病院も少ない——医療機関が少ないので、医療——利用者側にとっては、そのような情報がどうして分かる——どのようにしてその情報を知ることができるのでしょうか。病院へのマイナ保険証導入を促進するために、政府は診療報酬を上乗せしました。その結果、マイナ保険証が使える病院に行くと、医療費が高くなるのではありませんか。お尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

まず、初めに、保険証とひも付けしないとポイントがもらえないのかという御質問だったかと思えます。

議員御指摘のとおり、このたびのマイナポイント第2弾では、健康保険証とのひも付けを行うことにより7,500円分のポイントが付与されることとなっております。

したがって、保険証とのひも付けを行わない方については、ポイントは付与はされません。

次に、マイナンバーカードの期限切れ等の御質問ですが、国では、カードの更新

や紛失による再交付の規範——期間を大幅に短縮するとともに、諸事情により、マイナンバーカードが手元にない場合でも、保険診療が受けれるように関係府省と連携をしながら、丁寧に対応をすることとされております。

次に、マイナンバーカードの保健証が利用できる医療機関についての御質問ですが、健康保険証としてマイナンバーカードを利用することについては、国は2024年秋をめどに、マイナンバーカードへの一本化を決定しており、現在、医療機関への保険証の利用に必要な顔認証付カードリーダーの設置が進められております。

本市におきましては、現時点では、市立2病院を含めた13の医療機関及び薬局で利用できるようになってきているところですが、このマイナンバーカードの保険証が利用できる医療機関の情報につきましては、国のホームページや市、または、医療機関に直接問い合わせていただくことで確認ができます。

次に、医療費が高くなるのではないかという御質問だったかと思いますが、国は、これまでできなかった受診時における診療記録等の活用など、データに基づいた——午前中にもお話がありましたが、よりよい医療が可能になるとし、マイナンバーカードの保険者への利用が一層の健康増進につながるとされております。

この考え方の下、このたびの改正は、マイナンバーカード保険証を利用した際の負担額が、従来の保険証利用より安くなることで、マイナンバーカードの保健証利用を促進することが目的であると考えております。

なお、カードの更新や紛失等でマイナンバーカードが手元にない場合でも保険診療が受けられるよう、今後、国で手続の検討が進められることとなっております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 今のお答えでは、マイナンバーカードがなくても保険証と一体化した場合ですけど、なくても病院に行けるということでしたけれど、先ほども言いましたけれど、電子証明書の有効期限は5年ですが、有効期限を過ぎてもオッケーということなんですか。

○副議長（秋枝秀稔君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードの利用期限が過ぎたとしても、保険診療は受入れ——受けら

れるという御理解でいいかと。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 次に、要件3についてですが、公金のマイナンバーカードですね、つくった場合、公金受取口座を登録することで7,500円付与されるわけですが、この自分の預金口座の情報を国に登録する仕組みになってしまって、情報が——個人情報ですぐ分かってくるのではないかという不安があります。

しかし、これがないと、先ほど言いました7,500円がポイント——マイナポイントが付与されないということだということなんですけれど、ここに不安があるのですが、公金受取口座を登録する、それがちょっと不案内な材料になるんですけれど、暗証番号忘れたとか、また、暗証番号の3回間違えるとロックがかかるんです。マイナンバーカードの電子証明で暗証番号忘れたら、ロック解除のために、その都度、市役所に行かなくてはならないということなんですか。

かといって、暗証番号をメモするわけにもいきません。運悪く緊急事態が発生した場合、市役所が土日、祝日に——で休みのとき、どう対応すればいいのでしょうか。先ほど、何か24時間対応があるということでしたが、それで対応できるのかどうかお尋ねします。

また、マイナンバーカードは個々の管理能力の有無に関係なく通知番号が送られてきます。

ひとり暮らしの高齢者、また、軽度の認知症や——また、軽度の認知症の方の対応など、個々の状況に寄り添った対応ができていますのかどうか、お尋ねいたします。この2点お尋ねします。

○副議長（秋枝秀稔君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

まず、口座情報の登録に関する御質問ですが、マイナンバー制度における公金の受取口座とは、給付金等の受取のための口座として国に登録をする制度で、このことにより、給付金の支給を受ける際の申請手続等において、口座情報の記載や通帳の写しなどを提出することが不要になります。

預貯金の残高等については、公金受取口座を登録しているかどうかにかかわらず、税務調査などの法令に基づく場合を除き、国が自由に調べることはできません。

本市では、これらをホームページ等でお知らせするとともに、市役所本庁、または総合支所において、公金受取口座を設定され——されるときをサポートの際に、丁寧に説明を行っているところであります。

また、これも同様に、口座情報を登録されない方には、ポイントは付与はされません。

それから、認知症の方などの対応の——についての御質問がありましたが、高齢者や認知症の方についても、親権者や後見人等の法定代理人により管理対応ができるよう、国のほうで対応をされております。

それから、暗証番号を忘れたときの対応についてという御質問がありましたが、マイナンバー制度は、これからのデジタル社会の必須の基盤となっております。

その中でも、マイナンバーカードは、本人確認を行うための重要な役割を果たすものであると考えております。

このことから、第三者のなりすまし防止のために、カードに暗証番号が設定されているところであります。

で、暗証番号のロック解除や設定などは、市役所本庁及び各総合支所で実施できるほか、今後は、市民の皆様身近な郵便局での対応も、国のほうで予定されていると聞いております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 市役所が休みのときに郵便局で対応って、郵便局も休みじゃないんでしょうか。

○副議長（秋枝秀稔君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） 確かに、両方休みになっていることもあろうかと思いますが、これ、国の制度なので、国は、郵便局——今後、郵便局でも対応できるようにすると予定をされているところであります。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） 何か不安なところもありますけれど、暗証番号を忘れないようにすればいいんですけど、絶対忘れないってことはないと思います。不安の材料がここにもあるわけなんですけど、そのときは、郵便局でということでしたけれど、これもどうかなと思って本当に不安なのですが。

特に、私が言いたいのは、管理能力のないと言えましょうけれども、ちょっといろんなことで、ひとり暮らしで高齢者とか、また、先ほど言いました認知症とかのちょっと物忘れとかもあると、個人——それぞれの状況によって違うと思うんですが、それに寄り添った対応を十分にさせていただきたいと思います。

そのマイナンバーカードを持つことで、情報の流出はないということでしたけれど不安があります。

また、マイナ保険証にした場合——場合でも、本当に先ほど言いましたけど、今の——先ほどの答弁ではそういうことはないと言われましたけれど、期限が切れて使えない、ここが一番不安なところですが、それはないということなんですが、ちょっとそこもよくはつきり絶対はないと言い切れるかどうか不安なところもありますが、大丈夫でしょうか。

そういったことも含めて、本当に寄り添った対応をしていただけるようお願いします。

また、なま——そういったことも不安材料があって、マイナンバーカードを持たないということもあり——あり——あると思います。

この24年の秋にはマイナ——マイナンバーカードを推進するために、保険証等ひも付けて義務づけられるようになっておりますが、マイナンバーカードを持たない人の権利というのは守られ——守られるのかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

国の方針としては、マイナンバーカードは申請に基づき——本人の申請に基づき、交付されるものであり、この点については、今後変更されるものではなく、マイナンバーカードを持たない人も、今までと変わりなく保険診療等を受けることができます。

しかしながら、今まで——これまで述べたとおり、マイナンバーカードの保険証としての利用は市民の利便性の向上や、よりよい医療が受けれるようになるなどのメリットは大きいものがあると考えております。

市といたしましては、国の方針に従い、今後も引き続き、マイナンバーカードの普及促進に併せて、健康保健証への利用を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 三好議員。

○12番（三好睦子君） ありがとうございます。

時間になったので終わります。いろいろ御答弁ありがとうございました。

〔三好睦子君 自席に着く〕

○副議長（秋枝秀稔君） この際、15時20分まで休憩をいたします。

午後3時11分休憩

午後3時20分再開

○副議長（秋枝秀稔君） 休憩前に続き、会議を開きます。高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 午前中の藤井議員のハラスメント行為者の異動に関する再質問に対する私の回答に極論が含まれていましたので、次の補足をさせていただきます。

ハラスメント行為者2名は、現在深く反省し、ハラスメントを起こすことなく業務に真摯に取り組んでおります。

私としては、行為者の行動変容を見守りつつ、ハラスメントの撲滅を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） それでは、一般質問を続行いたします。岡村隆議員。

〔岡村 隆君 発言席に着く〕

○4番（岡村 隆君） 無党派の岡村隆です。一般質問発言通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、将来の美祢市とまちづくりについて、市におけるインボイス制度への対応について、コロナ禍における福祉サービス継続への対応策についての3件について、質問をさせていただきます。

まず、将来の美祢市とまちづくりについてでございます。

この件につきましては、昨年6月の定例会の一般質問を似たような形でさせていただきました。美祢駅周辺の土地利用と整備計画の進捗状況についてでございますが、新本庁舎の建設が日に日に進んでおります。中心市街地の整備に向けて、美祢駅周辺の土地利用と整備に向けた市民ワークショップを令和3年12月、令和4年

3月に実施され、市民の意見等を出し合う機会が設けられたとっております。

この件につきまして、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、市役所の新本庁舎建設が進み、市民の市街地再整備への機運が高まりを見せていることから、市民が求める市街地整備等の把握に取り組むため、昨年12月及び本年3月に市民ワークショップを開催し、その中で、美祢駅周辺の土地利用や、必要な施設整備の検討を行っていただいたところであります。

また、本年5月には、中高生アンケート調査を実施し、市民ワークショップ同様の内容で意見を伺ったところであります。

なお、結果については、市ホームページで御覧いただけます。

これらの結果を踏まえ、学識経験者などからの御助言を反映させて、現在、仮称ではありますが、中心市街地地区整備構想案を作成しているところであります。

この構想作成と並行して、市街地環境のさらなる向上を図るため、公共交通環境の整備や、都市計画道路の見直しなどについても検討を進めているところであります。

美祢駅周辺の土地利用と整備計画の全体像については、今申し上げました、仮称、中心市街地地区整備構想案を作成しまして、来年3月に議会にお示しし、令和5年度において、市民の皆様にお示ししたいと考えております。

今後の取組といたしましては、整備する場所や内容にもよりますが、開発許可申請や河川協議が必要となると想定されますことから、土地調査等を先行して進めてまいりたいと考えております。

なお、中心市街地の整備には多額の費用が必要となることから、本市の財政負担を少しでも軽減するため、国等の補助金の活用を予定しております。そのため、補助金の活用条件であります立地適正化計画を策定いたします。

本計画は、一定の人口密度に支えられた生活サービス機能の維持による安心で快適な生活環境の実現と、インフラ費用の抑制等による持続可能な都市経営の実現を図ることを目指した都市再生特別措置法に基づく計画であり、今年度から計画の策定に着手しているところであります。

その後、整備方針の作成や国等と協議を行いつつ、事業着手に向けた準備が整い

次第、5か年程度の期間で補助金を活用し、中心市街地の整備に取り組む予定としております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 御答弁ありがとうございました。

この中心市街地、これに限ったことではございませんが、やはり計画するという事は、これからの美祢市をイメージして、どういった方向に向かっていくであろうとか、またどういった方向に向けていきたいといった、その形がある程度できてないと、いいものが出来上がらないと思いますので、また、このまま積極的に取り組んでいただきまして、市民がとても喜ぶような計画となっていくように願っておりますし、また、まちづくりをしていただけたらと思います。

それでは、次の高等学校存続に向けた市の取組についてに移ります。

JR美祢線の存続や美祢駅周辺の活性化などは、市内高等学校の存続することは美祢市にとって大変重要であると考えております。

今年10月、山口県教育委員会より、宇部西高校の生徒募集の停止、令和6年度、令和7年度に厚狭高校と田部高校を統合し、新高校を設置すると、令和8年度には、下関西高校と岩国高校に、中高一貫校を設置するとのお話が出ておったと思います。

地元美祢青嶺高校につきましては、このたびは、幸い統合の話は出ておらないと思っておりますが、今の状況を考えますと、早期に対応しないと大きな影響が出るのだと考えております。

市内唯一の県立高校である美祢青嶺高校については、平成19年度に大嶺高校と美祢工業高校が再編統合され青嶺高校に、その後、平成25年度に美祢高校と青嶺高校が再編統合され、今の美祢青嶺高校となった経緯がございます。今回の県立高校の再編整備ですが、県教育委員会より、第3期の県立高校将来構想、これは令和4年度から令和13年度の期間となっておりますが、出されており、その中の学校・学科の再編整備という部分に関係すると思われれます。

その中より抜粋しますと、望ましい学校規模という部分がございますが、全日制課程の学校規模については、生徒や保護者のアンケート結果や、学校規模別の開設科目数・配置教員数・部活動数等を踏まえて検討した結果、これまでと同様、1学級当たりの生徒数を原則40人として、1学年4から8学級が望ましい学校規模とし

ますというふうにかかれております。

また、入学定員については、中学校卒業見込者数、中学生の進路規模、地域の実情、高校生の進路状況等を踏まえて年度ごとに策定するとなっております。

中学校卒業見込者数の急な増加というものは、短期間では、成果が出ることが難しいということは承知しておりますが、今すぐ取り組めることは、進路希望において、美祢青嶺高校を志望する生徒を増やすことではないかと私は考えております。

進路選択の自由を踏まえた上で、美祢市として、美祢青嶺高校との連携等を含めた取組についてのお考えをお伺いします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の御質問にお答えいたします。

山口県教育委員会では、本年3月に策定された第3期県立高校将来構想に基づき、県立高校の再編整備を年次的、計画的に進めるため、県立高校再編整備計画前期実施計画の策定に向けた検討が進められており、本年10月に計画の素案が示されたところであります。

その素案では、本市唯一の県立高校であります美祢青嶺高校は、再編統合の対象にはなっておりませんが、議員御発言のとおり、これまでに、本市の県立高校は、平成19年度に大嶺高校と美祢工業高校が再編統合され青嶺高校となり、また、平成25年度には美祢高校と青嶺高校が再編統合され美祢青嶺高校となっております。

一方、本市では、第二期美祢市総合戦略において、市内にあります美祢青嶺高校と成進高校を地方創生の重要な要素と捉え、様々な取組を行っているところであります。

具体的には、高校生の地元への就職促進につなげるため、2校において、市内企業のキャリアガイダンスを開催するほか、小・中学校と高校の異校種間が連携した行事の開催を通して、小学校から高校まで一貫した個性豊かな学び、育ちを促す環境づくりに努めております。

また、高校と大学等との連携により、地域の課題解決に向けた取組を行っており、美祢青嶺高校では、山口大学等と連携した美祢市探求プロジェクトを実施し、成進高校では、ヤフー株式会社と連携した高校生向けセミナーを開催しております。

こうした取組は、地域の将来を担う人材の育成と地方創生に寄与することを目的としております。

高校再編につきましては、直接、市政の権限が及ぶ範囲ではありませんが、美祢青嶺高校が今後、再編統合の対象校とならないために、大きく3つの分野で対策が必要と考えております。

1つ目は、著しい出生数の減少に対する少子化対策であります。

これにつきましては、今年度から出産祝い金や就学祝い金の給付を開始するとともに、中学生の医療費に係る自己負担額助成の所得制限を撤廃し、全ての小・中学生の医療に要する自己負担額を所得に関係なく助成するなど、新たな少子化対策を開始しているところであります。

2つ目は、市内の高校に通学する生徒への通学支援策であります。

今年度、地域公共交通計画を策定することとしており、通勤・通学おすすめ線の新路線の導入など、公共交通機関を利用する高校生の通学環境について、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

3つ目は、中学生が進路選択の際、最も重要な要素である高校の魅力づくりであります。これは議員の御提案のとおりでございます。

このことについては、山口県教育委員会、学校と本市が連携して取り組む必要があると考えております。

以上、申しあげました3つの分野の課題は、それぞれ非常に大きな課題ではありますが、県立高校存続については、私も大きな懸案であると考えておりますので、今後は、適宜学校、山口県及び山口県教育庁と相談しながら、存続に向けて、市が出来る対策を講じてまいりたいと考えております。

そうしたところ、大嶺高校が昭和27年7月に開校したわけでございます。これは地元要望により、開校に至ったわけでございます。そのときの目的は、親の——当時、遠距離通学を余儀なくされておりました関係で、親の経済負担の軽減と都市部に負けない新学校をつくるという地元の熱意でありました。やはり、地元の熱意も非常に大事だろうと思っております。

議員はじめ皆様方には、これまで以上に、美祢青嶺高校と成進高校に対しまして、温かい御支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 御答弁ありがとうございました。

今出ました熱意、市長の熱意を私感じましたし、また、私たち市民全員が熱意を持って、いつもですし、あれですけど、その時が来てからではもう何事も遅いんですよね。やはり、その前から、もう手遅れかもしれないとかそういうんじゃなくて、今この瞬間から熱意を持って残していくように、私も日々考えながらこれから過ごしていこうと思いました。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。

市の独自性を生かしたまちづくりについてでございます。

よくメディア等で、市の独自性を出し、移住者や定住を進めようといった話が聞かれます。言われるとおり、独自性を出すことは大変重要であると思っておりますが、国の方針等で決まった施策は、実際には全国の市町で行われているものであり、特色を出すためには、美祢市独自の施策を打ち出すことが当然必要であろうと考えます。

何かを打ち出すには、当然予算が必要であると思っておりますが、独自性を出すには、自主財源、一般財源より捻出するのが、これが一般的であろうと思っております。税収が増えれば問題ないわけですが、人口減少等が進む中ではなかなか難しい状況です。

また、現在実施している施策をやめるということも、多くの意見が出てくることが考えられます。

市長におかれましては、大変難しい問題であるとは思いますが、美祢市の独自性をいかに出していくかという点についてお尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡村議員の御質問にお答えいたします。

市の独自性をどのように出していくか、これは自治体運営において、施策展開の根本となるものであり、また、大変難しい課題でもあります。

本市は、人口減少、少子高齢化が進行する中、中山間地域であり、他自治体と比べて、目指すセールポイントが少ないと思いがちではありますが、本市しかない強みも持っております。

それは、市内全域がジオパークに認定され、日本最大級のカルスト台地である秋吉台や日本最大規模の鍾乳洞である秋芳洞、また、名水100選にも選定された弁天池などの観光地があること。また、高速道路などのアクセスがよく、自然豊かでゆ

ったりとした、いわゆる田舎暮らしの環境が整うこと、地震等の災害が少ないことなどであり、そのほか日常生活では、気がつきにくいですが、他地域の方からすれば、魅力的と感じる点が幾つもあると捉えております。これらの強みをどのように売出していくか、それが独自性を出すキーポイントの1つになると考えております。

令和4年度におきましては、コロナ禍で、落ち込んだ観光需要の回復に向けたプロモーションや、アクセスのよさや災害の影響の少なさが利点となる企業誘致において、国が地方の分散立地を促すデータセンター候補地としての可能性調査に取り組んでおりますし、現在、企業進出に向けての相談も受けているところであります。

また、移住定住対策として、空き家の有効利用や住宅取得を促進する事業、萩市、長門市と共同で、結婚、出産できる環境整備を整え、定住促進を図るGO-ENプロジェクト推進事業を子育て支援対策として、出産祝金や小・中学校入学に対する就学祝金の支給、保育園等における副食費の自己負担分の助成、中学生までの医療費の自己負担分を助成する子ども医療費助成事業、市営の特定公共賃貸住宅における子育て世帯、入居者負担額の軽減を行っております。

さらに、最近の傾向として、従前からの国や県が示した事業の実施に対し補助を受けるといった方式に対し、一定の条件の中で、各自治体が抱えている課題解決のために、目標の設定、事業設計、進捗管理まで行うことで、交付金を受け取ることができるという事業が増えており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や地方創生関係交付金が、これに当たります。

これらの交付金事業は、自由度高く活用できるとされておりますが、目指すべき将来像の設定、課題の明確化、課題解決の手段となる事業内容、目標に対する達成度などについて、具体的かつ論理的に説明責任を果たすことが求められます。

本市では、地方創生関係交付金の条件となる地域再生計画について、令和2年8月に内閣府の認定を受け、この計画に基づく地域創生プロジェクトとして、地方創生推進交付金を活用し、子どもたちが自ら考え、未来を生き抜く力を育むことを目的とした美祢市公設塾minetoによる未来創造プロジェクトや、市民の健康寿命の延伸を目的とした健康百寿プロジェクトなどの事業を展開しているところであります。

これらの事業により、教育環境の充実や、誰もが住みなれた地域で生きがいを感じ、健康でアクティブな生活を送っていただく仕組みをつくることで、本市の魅力

向上を図り、将来的に移住・定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、施策実施に係る予算についてであります。本市の財政事情は厳しい状況にあります。

歳入については、市税のうち固定資産税は、償却資産の影響により、堅調な動きが見られますが、原油価格、物価高騰、円安などを背景とした企業収益の悪化等が懸念されますことから、法人税をはじめとする市民税の動きは、不透明な状況にあります。

また、依存財源である普通交付税は、令和2年国勢調査人口の反映等に伴い、低減傾向にあります。

一方、歳出については、少子高齢化に伴う社会保障費や原油価格、物価の高騰等を背景とした経費の増加が見込まれること、本庁舎整備をはじめとする大型普通建設事業が進行中であること、DXの推進や脱炭素への取組等、新たな行政課題への対応が求められていることなどから、財政需要の増加が見込まれるところであります。

これらを踏まえまして、今後見込まれる経常的な一般財源の減少を見据えた予算編成を今後行う必要があります。

美祢市を将来へつなげていくために、新しい行動変容や社会変化、市民のニーズを的確に捉え、何に手を差し伸べなければならないかをつかみ、必要な対策を切れ目なく講ずることが必要であります。

一方で、岡村議員御指摘のとおり、従前の施策を同じ規模で継続したまま、増加する財政需要に対応していくことは不可能であります。

実施施策を検討するにあたっては、持続発展可能なまちづくりを進めるため、優先的かつ重要事項、重要事項である人口減少、少子化対策をはじめとして、まず、真に必要な事業かどうか内容を精査するとともに、その財源について、国県補助事業交付金等の確保を目指し、常にその動向を注視し、情報収集に努めております。

国県の補助事業が廃止、縮小される場合は、安易に単市事業として継続するのではなく、その効果を検証し、継続の可否を判断することとしております。

また、部局、課内での事業の優先順位を明確化するとともに、必要性や事業効果が低下した事業は廃止すること。従来の慣行などにより、安易に継続することなく、行政評価の結果報告を重視した上で、事業の効果等を踏まえ見直しを減少することなど、ビルドアンドスクラップの原則に基づき、徹底した歳入歳出の見直しを行う

こととしております。

冒頭で申し上げましたとおり、本市の強みをどのように売り出すか、あるいは強みを生かした事業をどのように展開するかについては、非常に難しい課題であります。

市民の安全・安心を守るため、市民生活や地域経済を守ること、子育て支援や教育の充実を図り、次につなぐこと、デジタル化、脱炭素化等の新たな仕組みや移住・定住、観光事業、ジオパーク等の推進による新たな定住交流人口をつくり出すこと、これらに取り組む中で、地域課題の解決や、本市の強みを生かした施策を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 今、お話がありました強みを生かすということがございました。これがなかなか難しいと思うんですが、今、力強いお言葉をいただきまして、確かに本当そのとおりだなと思いますし、これ大変難しいと思いますが、これからも積極的に取り組んでいただけたらと思います。

こういったことは、見る人によって評価が、何をしたらこれが効果的だったってというのは、見る人によって、当然違います、自分の状況によってですね。あると思いますが、その中で、また、今言われた限られた予算を有効的に活用していただいて、うまく同じ金額でも大きな効果が得られるということをこれまで以上に、また、取り組んでいっていただけたらと思います。

それでは、2つ目の大項目の美祢市におけるインボイス制度への対応についてに移ります。

美祢市と取引のある事業者への影響についてでございますが、まず、2023年10月1日より導入される予定となっておりますインボイス制度について簡単に御説明をお願いいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 岡村議員の御質問にお答えします。

インボイス制度とは、正式名称は、適格請求書等保存方式といい、令和5年10月から導入される消費税の仕入税額控除の適用を受けるための新たな方式であり、この制度は、令和元年10月1日から消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率

になったことを契機として、実施されることとなった制度であります。

インボイス、これは、適格請求書であります——とは、事業者同士の取引において、売手が買手に対して交付する正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書及びレシート等を指します。

現在は、区分記載請求書等保存方式が採用されており、適用税率ごとに区分した請求書等と区分経理に対応した帳簿の保存により、仕入税額控除の適用を受けることができますが、令和5年10月1日からはインボイス制度の導入により、現行の請求書の記載項目に加え、登録番号、適用税率及び税率ごとに区分した消費税額等の記載が必要となります。

この制度により、消費税額等を正確に把握することができるほか、インボイスには、消費税率及び消費税額が記載されるため、売手は、納税が必要な消費税額を受け取り、買手は、納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

インボイス制度開始以降、買手が仕入税額控除を受けるためには、売手から発行されたインボイスの保存が必要になります。

また、インボイスを発行できるのは、適格請求書発行事業者としての登録を受けたものであり、税務署へ登録申請を行う必要があります。登録を受けた事業者には、買い手の求めに応じて、インボイスを交付する義務が発生しますし、また、交付したインボイスの写し、または提供したインボイスに係る電磁的記録の保存義務が発生します。

インボイス制度のメリットとしては、電子データ形式の適格請求書、いわゆる電子インボイスの導入により、請求書の印刷、郵送費用の削減、発送業務の効率化、あるいは保管スペースの削減などの業務効率化が図られること。また、仕入税額控除を受けられる事業者として、新たな取引先の獲得に有利になることなどが挙げられます。

一方、デメリットとしては、請求書の記載項目の変更、請求書の交付や写しの保存、振り分け及び管理などが新たに発生し、経理業務が煩雑化すること。取引先のインボイスの対応状況により、仕入税控除が減少する可能性があることなどが挙げられます。

以上が、インボイス制度の概要であります。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） 御説明ありがとうございました。

私、この質問をするのに、なぜ、こういった今の質問であって、これ取り上げたかと言いますと、今質問で申しましたように、簡単に説明をお願いしますと言ってもこういう形になってしまうものでございます。

で、なぜ取り上げたかと言いますと、これ実際——ですから、課税事業者であるか免税事業者であるかと、ここの部分がひっかかってきて、美祢市だけではございませんが、小さい会社と言いますか、売上げが少ない会社というのが多く存在していると思います。

今現在、この美祢市の取引のある事業者で、この制度が影響すると思われる事業者があるのかというのを、次にお尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 岡村議員の御質問にお答えします。

インボイス制度の導入による影響として、取引において、仕入課税控除ができなくなることから、課税業者が免税業者との取引を敬遠する事態が生じることが想定されます。

免税業者とは、基準期間、個人であれば前々年、法人であれば前々年度における課税売上高が1,000万円以下であり、消費税の納税義務が免除される制度の適用を受ける事業者のことであることから、個人事業主や、中小事業者への影響があるのではないかと予想されるところであります。

議員御質問の本市と取引があり、この制度の影響を受ける事業者についてですが、市では、各事業者が消費税の課税業者か免税業者かを把握できない状況であり、どの程度の影響が出るのかについては不明であります。

インボイス事業者としての登録は、各事業者の判断となりますが、インボイス制度については、国税庁のホームページに特設サイトが設けられているほか、管内である厚狭税務署においても、相談を受け付けておりますので、疑問等がありましたらお問合せいただければと存じます。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） それでは、ちょっと市としては今現在把握できておらないと

いうお答えをいただきました。

それでは、今ありました、今後美祢市としまして、この制度が始まりましたよと、来年の10月1日からですかね。そのときに、この事業者に対する、この制度に対する取扱いを今現在もし決まっておりましたら、インボイスをちゃんと発行できるようにしていただくのか、それとも——とかいった辺りをちょっと説明していただけたらと、決まっている範囲で構いませんので、お願いいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 岡村議員の御質問にお答えします。

市と課税取引のある事業者については、インボイス制度導入後、市がインボイス制度に対応しない場合、仕入税額控除を受けることができなくなる、消費税の負担が生じることになります。

事業者の消費税の負担を防ぐ観点から、市では、一般会計をはじめ各会計ごとに課税取引の有無を精査しており、当該制度の対応が必要となる会計については、令和5年10月1日の制度開始日にインボイス発行できるよう、令和5年の3月31日までに、税務署長へ適格請求書発行事業者の登録申請を行う予定としております。

なお、現時点で、想定される会計については、全て申請を手続を終えたところがあります。

また、当該制度に関連するシステムやレジ等についても、改修の可否を十分検討し、必要と判断したものについては、来年度の制度開始に向け対応を行う予定としております。

インボイス制度導入後においては、改定である事業者からインボイスの交付を求められたときは、登録番号、適用税率及び消費税等を記載したインボイスを交付するとともに、交付したインボイスの写しを約7年間交付した日、または、提供した日の属する課税期末の末日の翌日からふた月を経過した日から、7年間ですが、保存することとしております。

なお、制度開始後事業者のインボイスの登録の有無が市との取引において影響することはございません。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） ありがとうございました。

この制度は、本当に恐らく、僕もあんまり深く分かってない状態で質問させていただいておりますが、恐らく本当に小さな企業とかお店屋とか、よく御存じないところが多いと思います。これから、もう日にちは、もう大分1年切っておるという状態でございますが、いろんな手段といいますか、やり方で、市民とかに発信していただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、すみません。最後のコロナ禍における福祉サービス継続への対応策についてに入らせていただきます。

この9月27日より感染状況について、市町を管轄する環境保健所ごとに感染者数を集計し、公表されるよう変更となっており、美祢市については、宇部環境保健所管内ということで、詳細な数が把握できないようになりました。

美祢市だけの感染者数が不明のため、実際の状況はよく分かりませんが、感染したといった話が入ってくるのがよくございます。

美祢市は御存じのとおり、高齢化が進んでおりますが、介護現場のほうにも当然新型コロナウイルスの影響が及んでおります。

国より、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の作成を令和6年3月31日までに求められており、現在は、その猶予期間で努力義務となっております。

今の介護現場の状況を話しますと、例えば、日中は家族が仕事で不在のために、デイサービスに行かれておりますが、その施設にて、残念ながら感染者が出てしまい休業するといったことや、ショートステイといって、数時間介護者の出張や休息などのために施設に宿泊することを予定した際にも、その施設で感染者が出たということで利用ができなくなって、自宅において対応せざるを得ないといった場合が見受けられます。

御家族が近隣におられて、なおかつ対応可能であればよいのですが、実際には、独居の方等、対応が難しい方が多いのも実情でございます。

今のところ、担当の介護支援専門員が各施設に連絡を取り、また、他の施設の協力を得て何とか対応しておる状態であると思いますが、複数の事業所で同時に発生した場合等、施設のみでの対応不能な状況がいつ起きてもおかしくない状況と思っております。

この件につきまして、どのような状況で、その際の対応についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○副議長（秋枝秀稔君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの岡村議員の御質問にお答えいたします。

いまだ収束の兆しが見通せないコロナ禍において、県が市町ごとの新規感染者数を公表しておりました8月には、第7波の影響で、本市での新規感染者数も最多を記録し、介護保険事業所のみならず、福祉施設等でクラスターが発生をしておりました。特に罹患すれば重篤化する可能性が高いと言われる高齢者が利用される介護保険事業所におかれては、常日頃から感染防止対策に御尽力をいただいておりますが、それでも一部の事業所では、クラスターによる利用者の受入停止を余儀なくされたと同っております。

その際には、他の事業所において利用者の受入れをしていただき、調整をいただいた関係者はもとより、受け入れていただいた事業所に対しまして改めて感謝を申し上げます。

議員御指摘のとおり、現在のところ、クラスターが複数の事業所で同時に発生したという事例はございませんが、今後、同時発生に伴う利用者の受け入れ停止も起こりうると思定しておかなければならないと考えております。

市としましては、地域包括支援センターを中心として、美祢市地域包括支援センター運営協議会を設置し、施設連携、在宅連携及び多種職の支援を行うとともに、相談体制の役割を担っておりますので、必要に応じて、市地域包括支援センターに御相談をいただき、対応したいというふうに考えております。

また、市の施設には、養護老人ホーム共楽荘のように、介護保険適用の施設ではない施設と、グリーンヒル美祢のように介護保険適用の施設がございますが、支援が必要な利用者の状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） ありがとうございます。レスパイト入院というのがあります。レスパイトとは一時休止、休息、生き抜きといった意味であろうかと理解しておりますが、これは何らかの事情で、一時的に在宅介護が困難になった場合に、病院に患者を預かってもらう、家で見てたんですけど、御家族が何かあったよとかで

ですね、特に病院に看ていただくといったようなレスパイト入院というのがあります。

先ほど、質問で申しましたけど市の独自性といったところで、これが可能か分かりませんが、例えば、共楽荘がどんな状態かというのはございますが、グリーンヒルもそうなんです、美祢市にあるものを使って、そういったコロナのときの独自の施策というのを、例えばやるとかいったのが、私はもしできればですね、多少いろんな施設でいろいろ頭を悩まされてる方に、ちょっと何か御支援になるかなとか、費用的なもんとか、また医療保険なのか、また介護保険なのかとか、市が補助するのかとか、どういった処理ができるかとかいったことは、ちょっとまだ分かりませんが、そういったことが、例えば美祢市独自と、先ほど言ったような考えでできるかどうか、また考えてみていただけるかなと思うんですが、その辺の御意見をちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（秋枝秀稔君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 岡村議員の御質問の一部について回答したいと思います。

レスパイト入院は、グリーンヒル美祢、それから場合によっては、市立病院も受け付けております。

ただ、長期ではなくて数日間という形で受け付けております。

以上でございます。

○副議長（秋枝秀稔君） 岡村議員。

○4番（岡村 隆君） ありがとうございます。本当に市立病院とかですね、レスパイト入院で急に家族になんかあったって受け入れてもらっておって、助かっておると思います。

そうした意味で、今はもともとある、急に家族が病気になって看れないですけど、例えばおうちで看てる方の、看てる、介護してる人がコロナになったときに、その方を入院できないとか、要するに、感染された方が介護ができなくなったときどうするかといったようなことを、業務継続計画って私どもも考えるようになっておりますので、市のほうも、そういったところを、また、もし可能であれば、ちょっと考えていただけたらと思います。これは私の勝手な思いなので、実際、法的にいろんな壁があるとか、そういうことはちょっと分かりませんので、これは1つの

私の参考意見といいますか、気持ちと申していただけたらと思います。

最後になりますが、限られた予算で、より大きな効果を得るためには、よろしくないであろう事態を早期に予測し、一刻も早く、効果的な対応をすることが最も重要であると私は考えます。

美祢市におかれましても、これまで以上に市民のために、より費用対効果の高い、効率的な行政運営を意識していただくようお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

〔岡村 隆君 自席に着く〕

○副議長（秋枝秀稔君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。残余の一般質問につきましては、明日、明後日に行いたいと思います。本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午後 4 時14分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月5日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃